

錦地域における公共施設アクションプログラム

錦清流エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 錦地域錦清流エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
錦清流小	51	1,082	1,832人	90人 (4.9%)	681人 (37.2%)	1,061人 (57.9%)

(2) 施設の設置状況

錦地域錦清流エリアの公共施設は、133施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	錦清流	河本集会所	—	W	1996	81.34	○	土・洪	継続	譲渡,協議	22
2	市民文化系施設	集会所	錦清流	大野集会所	—	W	1979	136.58	旧	—	継続	検討	22
3	市民文化系施設	集会所	錦清流	錦地域交流館	—	W	1997	99.90	○	洪	継続	譲渡,協議	22
4	市民文化系施設	集会所	錦清流	古江集会所	—	W	1993	62.10	○	土	継続	譲渡,協議	22
5	市民文化系施設	集会所	錦清流	小々丸集会所	—	W	1997	36.85	○	土	継続	譲渡,協議	22
6	市民文化系施設	集会所	錦清流	須万地第2集会所	—	W	1998	75.31	○	土	継続	譲渡,協議	22
7	市民文化系施設	集会所	錦清流	明町集会所	—	W	2004	33.12	○	土	継続	譲渡,協議	23
8	市民文化系施設	集会所	錦清流	野谷集会所	—	W	1975	411.83	旧	土	継続	検討	23
9	市民文化系施設	その他市民文化系施設	錦清流	錦高齢者コミュニティセンター	○	RC	1982	291.00	○	土・洪	継続	検討	61
10	市民文化系施設	その他市民文化系施設	錦清流	沼田ふれあい神楽交流館	—	LGS	2002	124.75	○	土	継続	譲渡,協議	62
11	社会教育系施設	公民館	錦清流	錦公民館	○	RC	1970	803.90	旧	土・洪	移転	廃止,協議	69
12	社会教育系施設	図書館	錦清流	錦図書館(分館)	○	RC	1970	113.30	旧	土・洪	移転	廃止,協議	75
13	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	錦清流	錦深川屋内多目的広場(屋内ゲートボール場等)	—	S	2001	906.10	○	土・洪	継続	維持(修繕)	95
14	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	錦清流	錦上須川運動広場(便所等)	—	LGS	2013	17.99	○	—	継続	維持(修繕)	95
15	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	錦清流	トロッコ遊覧車関連施設	—	W	2002	112.05	○	土	継続	譲渡,協議	109
16	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	錦清流	にしきメルヘンランド(管理棟)	—	W	1991	279.00	○	土	継続,廃止	検討	117
17	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	錦清流	メルヘン全天候ゲートボール場	—	S	1999	405.00	○	—	転用,廃止	検討	117

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
18	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	錦清流	錦グリーンパレス	—	RC	1980	3,753.27	○	土	継続	検討	117
19	スポーツ・レクリエーション系施設	キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設	錦清流	錦憩の家	—	RC	1972	505.20	旧	土	継続	検討	118
20	産業系施設	研修センター	錦清流	錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」	—	RC	1983	1,595.70	○	—	転用	維持(長寿)検討	131
21	産業系施設	研修センター	錦清流	錦林業センター	○	RC	1980	552.00	旧	土・洪	検討	検討	131
22	産業系施設	共同販売所	錦清流	にしき産品ステーション	—	W	1991	43.70	○	土	継続	検討	134
23	産業系施設	共同販売所	錦清流	錦総合交流ターミナル朝市広場	—	W	2003	81.25	○	土・洪	継続	譲渡,協議	134
24	産業系施設	農林水産系施設	錦清流	錦府谷体験農園施設	—	W	2001	356.92	○	土	継続	維持(長寿)	139
25	産業系施設	加工場	錦清流	錦広瀬農産物加工場	—	S	1984	90.70	○	—	継続	譲渡,協議	143
26	産業系施設	加工場	錦清流	錦須川農産物加工場	—	W	1994	126.35	○	土	継続	譲渡,協議	144
27	産業系施設	加工場	錦清流	錦府谷農産物加工場	—	W	1992	234.28	○	土	継続	譲渡,協議	144
28	産業系施設	その他商工観光施設	錦清流	道の駅「ピュアラインにしき」	—	RC	1996	1,026.03	○	洪	継続	維持(長寿)	148
29	学校教育系施設	小学校	錦清流	錦清流小学校	—	RC	1999	3,077.00	○	土	継続	検討	162
30	学校教育系施設	中学校	錦清流	錦中学校	—	RC	1973	5,518.00	○	—	継続	検討	175
31	保健・福祉施設	保健センター	錦清流	岩国市錦保健センター	—	RC	1992	600.00	○	洪	継続,転用	検討	186
32	保健・福祉施設	介護福祉施設	錦清流	介護実習センター	—	S	2000	63.75	○	—	譲渡済	譲渡済	191
33	保健・福祉施設	介護福祉施設	錦清流	錦介護老人保健施設「あさぎりの郷」	—	S	2000	2,970.73	○	—	継続	譲渡,協議	191
34	保健・福祉施設	高齢者生きがい活動施設	錦清流	須万地高齢者等活動促進施設	—	W	2003	125.45	○	土	転用	譲渡,協議	199
35	保健・福祉施設	高齢者保健福祉施設	錦清流	錦生活支援ハウスやまなみ荘	—	RC	2003	424.00	○	—	継続	譲渡,協議	202
36	保健・福祉施設	高齢者保健福祉施設	錦清流	錦高齢者の家	—	RC	1984	266.31	○	土	廃止	廃止	202
37	子育て支援施設	児童館	錦清流	にしき児童館	○	W	1989	304.00	○	—	継続	維持(長寿)	221
38	子育て支援施設	放課後児童教室	錦清流	錦放課後児童教室	○	にしき児童館併設			○	—	継続	維持(長寿)	228
39	医療施設	病院	錦清流	錦中央病院	—	RC	1984	3,060.62	○	—	継続	維持(長寿)	233
40	医療施設	その他医療施設	錦清流	錦中央病院医師住宅	—	W	1974	576.07	旧	—	継続	検討	239
41	行政系施設	総合支所等	錦清流	錦総合支所	—	W	2013	1,224.92	○	土	継続	維持(長寿)	244
42	行政系施設	出張所等	錦清流	深須出張所	○	RC	1982	33.00	○	土・洪	継続	検討	251
43	行政系施設	水防倉庫	錦清流	消防団錦方面隊水防倉庫	—	S	1991	54.00	○	土	継続	維持(修繕)	258
44	行政系施設	水防倉庫	錦清流	消防団錦方面隊第3分団水防倉庫	—	S	2001	30.24	○	土	継続	維持(修繕)	258
45	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊1-1消防器庫	—	S	1971	36.90	旧	土	継続	維持(修繕)検討	261
46	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊1-4消防器庫	—	CB	1981	26.90	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
47	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊1-5消防器庫	—	CB	1981	26.90	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
48	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊1-6消防器庫	—	S	1982	24.00	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
49	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊2-1消防器庫兼詰所	—	LGS	2000	94.25	○	土・洪	継続	維持(修繕)検討	261
50	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊2-2消防器庫	—	W	2004	28.00	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
51	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊2-2消防詰所	—	W	1978	26.00	旧	土	継続	維持(修繕)検討	261
52	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊2-3消防器庫	—	S	1974	26.04	旧	土	継続	維持(修繕)検討	261
53	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊2-3消防詰所	—	W	2004	28.00	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
54	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊3-1消防器庫	—	LGS	2001	40.70	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
55	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊3-1消防器庫(大小丸)	—	S	1978	15.00	旧	土	継続	維持(修繕)検討	261
56	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊3-2消防器庫	—	W	2007	32.00	○	—	継続	維持(修繕)検討	261
57	行政系施設	消防団車庫等	錦清流	消防団錦方面隊消防本部器庫兼詰所	—	S	1999	139.26	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
58	行政系施設	防災行政無線関係施設	錦清流	錦無線基地局移動通信用鉄塔施設	—	RC	2010	9.25	○	—	継続	維持(修繕)	262

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
59	行政系施設	その他行政系施設	錦清流	旧錦総合支所	—	RC	1978	390.90	旧	土	継続	検討	275
60	行政系施設	その他行政系施設	錦清流	岩国市営錦バス事務所	—	S	1999	392.80	○	土	継続	維持(修繕)	275
61	行政系施設	その他行政系施設	錦清流	出市林業機械倉庫	—	S	1999	65.00	○	—	継続	維持(修繕)	275
62	行政系施設	その他行政系施設	錦清流	除雪機械車庫	—	S	1994	74.53	○	土	継続	維持(修繕)	275
63	行政系施設	その他行政系施設	錦清流宇佐川	市営バス関連施設	—	W	1996	151.76	○	—	継続	維持(修繕)	275
64	行政系施設	その他行政系施設	錦清流	きらら博リユース施設	—	W	2001	106.80	○	—	転用	維持(修繕)	275
65	公営住宅	公営住宅	錦清流	錦河本団地	—	CB	1978	302.25	○	土・洪	継続	維持(修繕)検討	293
66	公営住宅	公営住宅	錦清流	錦久保団地	—	W	1975	1,375.40	○	—	継続	維持(長寿)	294
67	公営住宅	公営住宅	錦清流	錦桜木団地	—	CB	1980	654.20	○	土	継続	維持(長寿)	294
68	公営住宅	公営住宅	錦清流	錦須万地団地	—	W	1989	669.38	○	土	継続	維持(長寿)	294
69	公営住宅	公営住宅	錦清流	錦尾川団地	—	W	2001	653.60	○	土	継続	維持(長寿)	294
70	公営住宅	公営住宅	錦清流	錦友末団地	—	CB	1982	649.00	○	土	継続	維持(長寿)	294
71	公営住宅	特定公共賃貸住宅	錦清流	錦久保団地(特公賃)	—	W	2005	544.50	○	—	継続	維持(長寿)	306
72	公営住宅	特定公共賃貸住宅	錦清流	錦中の瀬団地	—	W	1994	610.00	○	土・洪	継続	維持(長寿)	306
73	公営住宅	特定公共賃貸住宅	錦清流	錦尾川団地(特公賃)	—	W	2002	787.60	○	土	継続	維持(長寿)	306
74	公営住宅	単独定住住宅	錦清流	錦下向住宅	—	W	1992	106.00	○	—	継続	維持(長寿)譲渡協議	310
75	公営住宅	単独定住住宅	錦清流	錦河本住宅	—	W	1992	165.00	○	土・洪	継続	維持(長寿)譲渡廃止	310
76	公営住宅	単独定住住宅	錦清流	錦桜木住宅	—	W	1976	128.00	旧	土	廃止	廃止	310
77	公営住宅	単独定住住宅	錦清流	錦深須住宅	—	W	1989	195.00	○	洪	継続	維持(長寿)譲渡協議	310
78	公営住宅	若者定住住宅	錦清流	錦桜木若者定住住宅	—	W	1974	112.00	旧	—	廃止	廃止協議	310
79	公営住宅	若者定住住宅	錦清流	錦須万地若者定住住宅	—	RC	1980	258.04	○	—	継続	維持(長寿)譲渡協議	311
80	公営住宅	教職員住宅	錦清流	清流小学校教職員住宅	—	W	1993	140.00	○	土・洪	継続	維持(修繕)	316
81	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター	錦清流	岩国市にしきクリーンセンター	—	RC	1994	1,139.96	○	土	移転	廃止	320
82	その他	普通財産集会所	錦清流	越峠集会所	—	W	1989	57.14	○	土	継続	譲渡協議	331
83	その他	普通財産集会所	錦清流	下向集会所	—	S	1978	129.60	旧	土	移転	廃止協議	331
84	その他	普通財産集会所	錦清流	高木屋集会所	—	W	1982	52.05	○	土	廃止	廃止	331
85	その他	普通財産集会所	錦清流	渋谷集会所	—	W	1982	99.15	○	土	継続	譲渡協議	331
86	その他	普通財産集会所	錦清流	出合集会所	—	W	1986	50.00	○	土	継続	譲渡協議	332
87	その他	普通財産集会所	錦清流	瀬戸集会所	—	W	1985	60.00	○	土	継続	譲渡協議	332
88	その他	普通財産集会所	錦清流	府谷研修集会所	—	S	1978	139.50	旧	土	移転	廃止協議	332
89	その他	普通財産集会所	錦清流	平成団地集会所	—	W	1978	41.22	旧	土	移転	廃止協議	332
90	その他	普通財産集会所	錦清流	有仏谷集会所	—	W	1980	54.50	旧	土	移転	廃止協議	332
91	その他	普通財産集会所	錦清流	下須川集会所	—	W	1980	66.10	旧	—	移転	廃止協議	332
92	その他	普通財産集会所	錦清流	掛集会所	—	W	1984	59.62	○	土	継続	譲渡協議	332
93	その他	普通財産集会所	錦清流	原集会所	—	W	1977	69.48	旧	土	移転	廃止協議	332
94	その他	普通財産集会所	錦清流	市集会所	—	W	1984	59.62	○	土	継続	譲渡協議	332
95	その他	普通財産集会所	錦清流	光ヶ原集会所	—	W	1995	57.97	○	—	継続	譲渡協議	332
96	その他	普通財産集会所	錦清流	向畑集会所	—	W	1971	156.00	旧	土	廃止	廃止	333
97	その他	普通財産集会所	錦清流	細原集会所	—	W	1986	50.00	○	—	継続	譲渡協議	333
98	その他	普通財産集会所	錦清流	桜木研修集会所	—	S	1978	129.60	旧	—	移転	廃止協議	333
99	その他	普通財産集会所	錦清流	小山集会所	—	W	1981	59.49	○	土	継続	譲渡協議	333

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
100	その他	普通財産集会所	錦清流	沼田地区研修集会所	—	W	1978	69.11	旧	土	移転	廃止,協議	333
101	その他	普通財産集会所	錦清流	上沼田集会所	—	W	1982	59.49	○	土	継続	譲渡,協議	333
102	その他	普通財産集会所	錦清流	上須川集会所	—	W	1978	65.88	旧	—	移転	廃止,協議	333
103	その他	普通財産集会所	錦清流	西集会所	—	W	1980	64.44	旧	—	移転	廃止,協議	333
104	その他	普通財産集会所	錦清流	西谷集会所	—	W	1990	44.55	○	土	継続	譲渡,協議	333
105	その他	普通財産集会所	錦清流	大久保集会所	—	W	1983	59.49	○	土	継続	譲渡,協議	333
106	その他	普通財産集会所	錦清流	大小丸集会所	—	W	1987	60.00	○	土	継続	譲渡,協議	334
107	その他	普通財産集会所	錦清流	大谷集会所	—	W	1981	56.62	○	土	継続	譲渡,協議	334
108	その他	普通財産集会所	錦清流	大平集会所	—	W	1987	50.00	○	土	継続	譲渡,協議	334
109	その他	普通財産集会所	錦清流	尾川集会所	—	W	1979	54.50	旧	土	移転	廃止,協議	334
110	その他	普通財産集会所	錦清流	崩ヶ谷集会所	—	W	1983	29.81	○	土	継続	譲渡,協議	334
111	その他	普通財産集会所	錦清流	木積集会所	—	W	1983	59.49	○	土	継続	譲渡,協議	334
112	その他	普通財産集会所	錦清流	錦原住宅集会所	—	S	1973	112.00	旧	土	移転	廃止,協議	334
113	その他	公衆便所	錦清流	権現山便所	—	CB	1981	14.28	旧	—	廃止	廃止	355
114	その他	公衆便所	錦清流	木谷峡公衆便所	—	W	1990	12.50	○	土	継続	維持(修繕)	355
115	その他	公衆便所	錦清流	府谷農村公園公衆便所	—	W	1996	8.36	○	土	継続	維持(修繕)	355
116	その他	公衆便所	錦清流	広東公衆便所	—	W	1998	12.00	○	土・洪	継続	維持(修繕)	355
117	その他	公衆便所	錦清流	広瀬分校横公衆便所	—	CB	1982	13.00	○	土	廃止	廃止	355
118	その他	簡易郵便局	錦清流	広東簡易郵便局	○	RC	1980	21.00	○	土・洪	廃止	検討	363
119	その他	倉庫	錦清流	下向ビン缶置場	—	W	1977	20.97	旧	土	廃止	廃止,協議	368
120	その他	斎場	錦清流	錦斎場	—	RC	1997	437.43	○	土	継続	維持(長寿)	374
121	その他	駐車場・駐輪場	錦清流	錦町駅自転車置場		S	1972	30.00	旧	土	継続	維持(修繕)	377
122	その他	旧小中学校等	錦清流	旧広東小学校	—	RC	1972	1,682.00	旧	土・洪	—	維持(修繕),廃止,協議	383
123	その他	旧小中学校等	錦清流	旧深須小学校	—	RC	1977	1,626.00	旧	—	—	維持(修繕),廃止,協議	383
124	その他	旧小中学校等	錦清流	旧深川小学校屋内運動場	—	W	1975	207.00	旧	土・洪	—	廃止	383
125	その他	その他の施設	錦清流	やましろ商工会錦支所	—	W	1974	133.00	旧	—	—	廃止,協議	389
126	その他	その他の施設	錦清流	なないろ工房	—	W	1970	101.80	旧	土・洪	—	廃止,協議	389
127	その他	その他の施設	錦清流	錦無線基地局移動通信用鉄塔施設(付属施設)	—	LGS	1996	98.04	○	—	継続	維持(改修)	389
128	その他	その他の施設	錦清流	旧法務局	—	CB	不明	155.81	旧	—	—	廃止	389
129	その他	その他の施設	錦清流	旧錦ふるさとセンター付属研修所	—	LGS	1982	123.90	○	—	—	廃止	390
130	遊休資産	遊休資産	錦清流	旧尾川発電所	—	W	1963	140.39	旧	土	—	廃止	396
131	遊休資産	遊休資産	錦清流	旧錦原住宅	—	W	1973	103.00	旧	土	—	検討	396
132	遊休資産	遊休資産	錦清流	旧錦須川診療所	—	CB	1971	198.23	旧	—	—	廃止	396
133	遊休資産	遊休資産	錦清流	旧錦中央病院院長住宅	—	CB	1971	163.08	旧	土	—	廃止	396

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
広瀬地区	錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」	20	667世帯	1,188人
広東地区	錦林業センター	11	243世帯	384人
深須地区	錦高齢者コミュニティセンター	20	172世帯	260人
*地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会所系施設（普通財産集会所を含む。）

集会所系施設として、集会所が1.河本集会所、2.大野集会所、3.錦地域交流館、4.古江集会所、5.小々丸集会所、6.須万地第2集会所、7.明町集会所、8.野谷集会所の8施設、普通財産集会所が、81.越峠集会所、82.下向集会所、83.高木屋集会所、84.渋谷集会所、85.出合集会所、86.瀬戸集会所、87.府谷研修集会所、88.平成団地集会所、89.有仏谷集会所、90.下須川集会所、91.掛集会所、92.原集会所93.市集会所94.光ヶ原集会所95.向畑集会所96.細原集会所97.桜木研修集会所、98.小山集会所、99.沼田地区研修集会所、100.上沼田集会所、101.上須川集会所、102.西集会所、103.西谷集会所、104.大久保集会所、105.大小丸集会所、106.大谷集会所、107.大平集会所、108.尾川集会所、109.崩ヶ谷集会所、110.木積集会所、111.錦原住宅集会所の31施設、合わせて39施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会所系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 河本集会所、3. 錦地域交流館、4. 古江集会所、5. 小々丸集会所、6. 須万地第2集会所、7. 明町集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

2. 大野集会所、8. 野谷集会所

旧耐震基準の建物であるものの、大規模改修を行っていることから、施設の在り方を検討する。

82. 越峠集会所、85. 渋谷集会所、86. 出合集会所、87. 瀬戸集会所、92. 掛集会所、94. 市集会所
95. 光ヶ原集会所、97. 細原集会所、99. 小山集会所、101. 上沼田集会所、104. 西谷集会所
105. 大久保集会所、106. 大小丸集会所、107. 大谷集会所、108. 大平集会所、110. 崩ヶ谷集会所
111 木積集会所

耐震基準を満たしており、地域に無償で貸付け、管理運営費を含めて地域が管理運営していることから、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止する。

83. 下向集会所、88. 府谷研修集会所、89. 平成団地集会所、90. 有仏谷集会所、91. 下須川集会所、
93. 原集会所、98. 桜木研修集会所、100. 沼田地区研修集会所、102. 上須川集会所、103. 西集会所、
109. 尾川集会所、112. 錦原住宅集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。なお、施設の状況を十分説明したうえで、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

84. 高木屋集会所

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでおり、利用者もいないため、廃止する。

96. 向畑集会所

旧耐震基準の施設で、老朽化が進んでおり、利用者もいないため、廃止する。

ウ アクションプログラム

1. 河本集会所、3. 錦地域交流館、4. 古江集会所、5. 小々丸集会所、6. 須万地第2集会所、
7. 明町集会所

河本集会所は、1996年に建設し、建築から27年経過しています。地区の集会や地域行事、子供会行事などに使用され、諸室の平均稼働率は0.5%で、年間約100人が利用しています。

錦地域交流館は、1997年に建設し、建築から26年経過しています。地区の集会や祭り、地域行事、介護予防教室などに使用され、諸室の平均稼働率は1.3%で、年間約400人が利用しています。

古江集会所は、1993年に建設し、建築から30年経過しています。地区の集会や地域行事などに使用されていましたが、現在は未利用となっています。

小々丸集会所は、1997年に建設し、建築から26年経過しています。地区の集会などに使用されていましたが、現在は未利用となっています。

須万地第2集会所は、1998年に建設し、建築から25年経過しています。地区の集会や地域行事、子供会活動などに使用され、諸室の平均稼働率は1.1%で、年間約400人が利用しています。

明町集会所は、2004年に建設し、建築から19年経過しています。地区の集会や地域行事などに使用されていましたが、現在は未利用となっています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、市が管理し、運営は自治会（光熱水費等を支出）が行っていることから地域コミュニティの活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

2. 大野集会所、8. 野谷集会所

大野集会所は、1979年に建設し、建築から44年経過しています。地区の集会や地域行事、自主活動グループの生け花教室や高齢者の健康づくり活動などに使用され、諸室の平均稼働率は7.8%で、年間約700人が利用しています。

野谷集会所は、1975年に建設し、建築から48年経過しています。地区の集会や地域行事などに使用され、諸室の平均稼働率は1.1%で、年間約200人が利用しています。

いずれの施設も旧耐震基準で建設していますが、それぞれ2003年、2002年に大規模改修工事を行っています。管理運営は市が直営で行っていますが、地元自治会による活動に使用されているこ

とから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

84. 高木屋集会所

1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。利用者がいないことから廃止し、公的利用・地域利用の有無を確認の上、利活用の見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。有効活用の見込みがない場合は除却します。

82. 越峠集会所、85. 渋谷集会所、86. 出合集会所、87. 瀬戸集会所、92. 掛集会所、94. 市集会所

95. 光ヶ原集会所、97. 細原集会所、99. 小山集会所、101. 上沼田集会所、104. 西谷集会所

105. 大久保集会所、106. 大小丸集会所、107. 大谷集会所、108. 大平集会所、110. 崩ヶ谷集会所

111 木積集会所

越峠集会所は、1989年に建設し、建築から34年経過しています。

渋谷集会所と上沼田集会所は、1982年に建設し、建築から41年経過しています。

出合集会所と細原集会所は、1986年に建設し、建築から37年経過しています。

瀬戸集会所は、1985年に建設し、建築から38年経過しています。

掛集会所と市集会所は、1984年に建設し、建築から39年経過しています。

光ヶ原集会所は、1995年に建設し、建築から28年経過しています。

小山集会所と大谷集会所は、1981年に建設し、建築から42年経過しています。

西谷集会所は、1990年に建設し、建築から33年経過しています。

大久保集会所と崩ヶ谷集会所、木積集会所は、1983年に建設し、建築から40年経過しています。

大小丸集会所と大平集会所は、1987年に建設し、建築から36年経過しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

83. 下向集会所、89. 平成団地集会所、90. 有仏谷集会所、91. 下須川集会所、93. 原集会所

98. 桜木研修集会所、100. 沼田地区研修集会所、102. 上須川集会所、103. 西集会所、109. 尾川集会所

112. 錦原住宅集会所

下向集会所と平成団地集会所、桜木研修集会所、沼田地区研修集会所、上須川集会所は、1978年に建設し、建築から45年経過しています。

有仏谷集会所と下須川集会所、西集会所は、1980年に建設し、建築から43年経過しています。

原集会所は、1977年に建設し、建築から46年経過しています。

尾川集会所は、1979年に建設し、建築から44年経過しています。

錦原住宅集会所は、1973年に建設し、建築から50年経過しています。

いずれの施設も旧耐震基準で建設しており、地域に無償で貸与し、費用負担を含めて管理運営していますが、耐震診断は未実施で、一部老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに地元自治会等と廃止について協議を行います。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

88. 府谷研修集会所

1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過しています。市が管理し、運営は地元自治会

が行い、地域の会議など地域コミュニティ活動の場として使用されていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和 7 年度までに地元自治会等と廃止について協議を行います。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和 7 年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

96. 向畑集会所

1971 年に旧耐震基準で建設し、建築から 52 年経過しています。市が管理運営を行っていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっており、利用者もいないことから令和 6 年度までに廃止し、除却時期を調整します。

(2) その他市民文化系施設

その他市民文化系施設として、9. 錦高齢者コミュニティセンター、10. 沼田ふれあい神楽交流館の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

9. 錦高齢者コミュニティセンター

耐震基準を満たしており、深須出張所と併設していることから、地域づくり拠点施設として位置付け当面継続するものの、地理的状況を踏まえ施設の在り方について検討する。

10. 沼田ふれあい神楽交流館

伝統文化を保存・継承する活動の場として、機能を継続する。建物は、耐震基準を満たしており、地域の民俗芸能の保存・伝承の場として活用されていることから、現在の指定管理者への譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

9. 錦高齢者コミュニティセンター

深須地区の地域づくり拠点施設とします。深須出張所との複合施設で、1982 年に新耐震基準で建設し、建築から 41 年経過しています。地区自治会協議会会議や地区社会福祉協議会会議、サロン、老人クラブの活動などに使用され、諸室の稼働率は 1 %～1.3 %で、年間約 500 人が利用しています。

地域づくり拠点施設に位置付けていることから、保全計画（令和 7 年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動・管理運営手法を令和 7 年度までに検討します。

10. 沼田ふれあい神楽交流館

2002 年に新耐震基準で建設し、建築から 21 年経過しています。神楽の保存団体の練習で使用され、諸室の平均稼働率は 18.6 %で、年間約 1,400 人が利用しています。

神楽の保存団体が指定管理者となり、費用負担を含めて管理運営していることから、当該団体への無償譲渡について、令和 7 年度までに施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

(3) 公民館

公民館として、11. 錦公民館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 70・71 ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の 15 の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

11. 錦公民館

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著となっており、安全性が危惧されることから、機能は近隣に移転し、施設は廃止について協議する。

ウ アクシヨンプログラム

11. 錦公民館

錦図書館との複合施設で、1970 年に旧耐震基準で建設し、建築から 53 年経過しています。絵画、合唱、ダンスのほか子ども会、老人クラブ、ジュニアスポーツクラブ、地元自治会などに利用され、年間約 4,800 人が利用しています。

公民館は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから機能は継続します。施設は、耐震診断が未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和 7 年度までに、錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」への機能移転を含め施設の在り方について検討・協議します。

(4) 図書館

図書館として、12. 錦図書館（分館）を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 75・76 ページを参照）

【機能】

図書館は、これまでの資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、新たに、地域課題の解決に取り

組むための市民の学習活動の支援や情報提供の役割が求められていることから、機能を継続します。

【施設】

これまでの資料・情報の提供（貸出し）中心の運営に対し、近年は、様々な図書館サービスを図書館の中で長時間楽しむ滞在型の利用者が増加している一方、インターネットによる蔵書等の検索・予約サービスの実施など、在宅での利用環境の整備も進んでいること、また、地域課題の解決に必要な情報などの提供をする役割が重要になってきたことを踏まえ、地域づくり拠点施設と位置付ける公民館施設との連携が必要なことから、施設の在り方、配置の在り方について検討します。

【管理運営】

公立図書館の役割を明確にした上で、効果的・効率的な管理運営を図るため、民間活力を活用した管理運営の手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

12. 錦図書館（分館）

建物は、旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著になっており、安全性が危惧されることから機能は近隣施設へ移転し、施設は廃止について協議する。

ウ アクションプログラム

12. 錦図書館（分館）

錦公民館との複合施設で、1970年に旧耐震基準で建設し、建築から53年経過しています。

資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援の役割を担うことから、機能を継続します。

併設する錦公民館とあわせて管理運営手法を含め検討・協議します。

(5) スポーツ施設

スポーツ施設として、13. 錦深川屋内多目的広場（屋内ゲートボール場等）、14. 錦上須川運動広場（便所等）の2施設を設置しています。なお、廃校後の小規模体育館を2施設、学校開放の体育館等を1施設、多目的ホール機能を備える施設を2施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等（※1）については、学校開放の体育館等（※2）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※3）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※ 1 廃校後、小規模体育館として利用している施設（各施設の詳細は、(39)旧小・中学校等を参照）

施設名	方向性
旧広東小学校	検討
旧深須小学校	

※ 2 学校開放の体育館等（各施設の詳細は、(13)小学校 (14)中学校を参照）

施設名	方向性
錦清流小学校	維持（長寿）
錦中学校	維持（修繕）

※ 3 軽体操、ダンス、ヨガなどの運動ができる多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(3)公民館、(8)研修センターを参照）

施設名	方向性
錦公民館	検討
錦農村環境改善センター	検討

イ 個別施設計画での方向性

13. 錦深川屋内多目的広場（屋内ゲートボール場等）、14. 錦上須川運動広場（便所等）

施設（附帯施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

13. 錦深川屋内多目的広場（屋内ゲートボール場等）

屋内ゲートボール場及びトイレにより構成し、施設は 2001 年に新耐震基準で建設し、建築から 22 年経過しています。全天候型のスポーツ施設であり、また、施設利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から、必要な修繕等を行い継続使用します。

14. 錦上須川運動広場（便所等）

グラウンドは、市民の身近な運動施設として、基本的に継続します。附帯施設のトイレは、2013 年に新耐震基準で建設し、建築から 10 年経過しています。グラウンド利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から必要な修繕等を行い継続使用します。

(6) 観光施設

観光施設として、15. トロッコ遊覧車関連施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 110 ページを参照）

【機能】【建物】

いずれの施設も、岩国市の観光資源として重要な施設であり、計画的に改修を行い基本的に継続利用します。

【管理運営】

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、業務仕様書の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

す。その他の施設については、行政の役割を明確にした上で、管理運営の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

15. トロッコ遊覧車関連施設

耐震基準を満たしており、今後も継続利用が可能なことから、補助金等適正化法との関係を整理し、トロッコ遊覧車運営会社と関連施設を含め譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

15. トロッコ遊覧車関連施設

錦町駅から雙津峡温泉駅までの間の駅舎やトイレ等の施設で、2002 年に新耐震基準で建設し、建築から 21 年経過しています。トロッコ遊覧車の運行は、附帯施設など関連施設の管理運営の費用負担を含め鉄道事業者が行っていることから、令和 7 年度までに運営会社への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含めて協議します。

(7) キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設

キャンプ場、その他レクリエーション・観光施設として、16. にしきメルヘンランド（管理棟）、17. メルヘン全天候ゲートボール場、18. 錦グリーンパレス、19. 錦憩の家の 4 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 121 ページを参照）

【機能】

本市の豊かな自然環境を保全活用し、地域内外の交流と地域の活性化の場となっていることから基本的に継続するものの、民間の類似施設も含めた立地状況を視野に入れながら、キャンプ場等の配置の在り方について検討します。

【建物】

キャンプ場施設は、必要な修繕を行って維持し、キャンプ場等の配置の在り方を検討する中で、施設の改修等の在り方についても検討します。

指定管理者が創意工夫により安定した運営を行っている施設については、市の役割を明確にした上で、指定管理者への譲渡について協議します。

【管理運営等】

引き続き指定管理者制度により管理運営を行う施設については、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

16. にしきメルヘンランド（管理棟）、17. メルヘン全天候ゲートボール場

どちらも耐震基準を満たしている。当面は機能を継続するものの、利用実態を踏まえ、機能及び施設の転用・廃止について検討する。

18. 錦グリーンパレス

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいる。利用実態を踏まえ、今後の在り方について検討する。

19. 錦憩の家

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著なことから、利用実態を踏まえ、今後の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

16. にしきメルヘンランド（管理棟）、17. メルヘン全天候ゲートボール場

にしきメルヘンランドは、花や樹木を植栽し、自由に散策できる施設で、地域活性の場として必要であることから継続します。にしきメルヘンランド（管理棟）は1991年に、メルヘン全天候ゲートボール場は1999年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ、32年、24年経過しています。管理棟は、ほとんど使用されていないこと、全天候ゲートボール場は、ほとんど利用されてなく、錦深川屋内多目的広場に屋内ゲートボール場が設置されていることから、令和7年度までに施設の転用及び廃止を含む今後の在り方について検討します。

18. 錦グリーンパレス

2000年に国の機関から購入した施設で、1980年に旧耐震基準で建設され、取得時に改修工事を実施し、2021年には耐震診断を行い、耐震基準を満たしていることが判明していますが、建築から43年経過して老朽化が進んでいます。現在休館しており、令和7年度までに今後の在り方について検討します。

19. 錦憩の家

1971年に旧耐震基準で建設し、建築から52年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっており、令和7年度までに今後の在り方について検討します。

(8) 研修センター

研修センターとして、20. 錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」、21. 錦林業センターの2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は131・132ページを参照）

【機能】【建物】

農業技術の研修の場などの目的に沿って国庫補助金等を導入して建設したものの、利用実態は集会所と同様となっていることから、補助金等適正化法の関係を整理した上で、用途を変更し、なかでも「地域づくり拠点施設」となる施設については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

地域コミュニティの活動の場となっている施設で耐震基準を満たしている施設については、地域への譲渡について協議します。地域に譲受けの意向がない場合は、当分の間、現行どおりで継続使用するものの、改修が必要となった段階で廃止（除却）します。

旧耐震基準の施設については、廃止します。なお、施設の状態を十分説明した上で、地域から譲り受けの意向が示された場合は、譲渡します。

施設の譲渡に当たっての施設の改修に対する支援の仕組みを検討します。

イ 個別施設計画での方向性

20. 錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」

利用実態が地域のコミュニティ活動の場となっていること、施設が十分に活用されていないことから補助金等適正化法との関係を整理し、機能の転用を行い、公民館等との統合について関係機関と協議する。建物は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいることから、用途転用の検討結果を踏まえ、計画的な改修を行い長寿命化を図る。また、管理運営の在り方について検討する。

21. 錦林業センター

利用実態を踏まえ、集会系施設への転用を含めて在り方について検討する。また、旧耐震基準の建物であり、老朽化が進んでいることから、施設の在り方について検討する。

ウ アクシオンプログラム

20. 錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」

広瀬地区の地域づくり拠点施設とします。1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過しています。市主催、共催事業に使用され、諸室の稼働率は1.5%~19.3%で、年間約7,200人が利用しています。

地域づくり拠点施設として位置づけており、錦公民館・錦図書館との移転・複合化について、令和7年度までに検討・協議し、その結果に基づき、施設改修の在り方を検討します。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動・管理運営手法を、令和7年度までに検討します。

21. 錦林業センター

広東地区の地域づくり拠点施設とします。1980年に旧耐震基準で建設し、建築から43年経過しています。自治会等の活動で使用され、年間約800人が利用しています。

地域づくり拠点施設として位置づけていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、地域づくり拠点施設の在り方を含め、令和7年度までに検討します。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい地域力をいかした活動・管理運営手法を、令和7年度までに検討します。

(9) 共同販売所

共同販売所として、22. にしき産品ステーション、23. 錦総合交流ターミナル朝市広場の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は135ページを参照）

【機能】【建物】

岩国市の特産品等の販売などを通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

しかしながら、道の駅をはじめ、他の公共施設や民間施設を含めると市内には数多くの物販施設が設置されていることから、民間施設を優先に、公共での物販施設の配置や経営の在り方を含め、再編・再配置を検討します。

その上で、そのほとんどが既に開設から20年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの販売であり、また、事業者の生産活動・生業を通じて収益をあげている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での販売内容や経営状況を精査し、農林業振興のための施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について協議します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が必要となった段階で廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

22. にしき産品ステーション

錦町の特産品の販路拡大及び地域住民のふれあいの場として必要であり、今後も継続する。耐震基準を満たしており、地域の人たちの買い物の場所の確保、商店街の活性化、鉄道利用者の回遊場所としての在り方について検討する。

23. 錦総合交流ターミナル朝市広場

錦町の農産物の直売所として地域の活性化に寄与していることから、今後も継続する。錦町ふれあい市連絡協議会が一定の収益を確保し自立した経営を行っていることから、補助金等適正化法との関係を整理し、施設の改修の在り方を含めて譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

22. にしき産品ステーション

1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。地域の農産物などの販売を行っていることから、指定管理者への譲渡を含め、令和7年度までに今後の施設の在り方について検討・協議します。

23. 錦総合交流ターミナル朝市広場

道の駅に隣接して2003年に新耐震基準で建設し、建築から20年経過しています。錦町産の野菜や特産品などを販売する朝市の会場として、錦町ふれあい市連絡協議会が費用負担を含めて管理運営していることから、補助金等適正化法との関係を整理し、同協議会への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含め、令和7年度までに協議します。

(10) 農林水産系施設

農林水産系施設として、24. 錦府谷体験農園施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は140ページを参照）

【機能】

岩国市の農畜産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設で行われていることが農畜産物等の加工等で、事業者の生産活動・生業を通じて収益を挙げている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を運営していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での取組内容や経営状況を精査し、農業振興のための支援施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

また、旧耐震基準の施設については廃止を含めて今後の在り方を検討します。

なお、当初の設置目的と異なり、地域コミュニティの活動の場となっている施設については、地元自治会への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議する。譲受けの意向がない場合は、改修が生じた段階で廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

24. 錦府谷体験農園施設

農林体験を通して都市と農村との交流を促進するとともに、地域の活性化に寄与していることから、機能を継続する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクシオンプログラム

24. 錦府谷体験農園施設

管理棟、宿泊棟5棟などで構成し、いずれも2001年に新耐震基準で建設し、建築から22年経過しています。市が管理し、運営は府谷グリーンピア山里に業務委託しています。農林体験などを通じて都市と農村の交流促進などに寄与していることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。なお、業務委託による管理運営手法から指定管理者制度への移行を令和7年度までに検討します。

(11) 加工場

加工場として、25. 錦広瀬農産物加工場、26. 錦須川農産物加工場、27. 錦府谷農産物加工場の3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は145ページを参照）

【機能】

岩国市の農産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設内で行われていることが農産物等の加工・販売等であり、地域団体が一定の収入を得て主体的に運営していくことが可能なことから、耐震基準を満たしている施設については、取組内容や経営状況を精査した上で、譲渡について施設改修の在り方を含めて協議します。

譲渡に当たっては、農業振興のための支援施策の在り方について別途検討します。

譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

耐震基準を満たしていない施設については、原則廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

25. 錦広瀬農産物加工場、26. 錦須川農産物加工場、27. 錦府谷農産物加工場

地元の各種団体・グループが、もち、こんにゃく、味噌加工、豆腐、わさび漬けなど地域農産物の加工販売を主体的に行い、一定の収入を確保し、地域の活性化に寄与していることから機能は継続する。建物は、耐震基準を満たしており、当分の間使用できることから、補助金等適正化法との関係を整理し、譲渡について施設改修の在り方を含めて協議する。なお、地元譲受けの意向がない場合は、廃止する。

ウ アクシオンプログラム

25. 錦広瀬農産物加工場、26. 錦須川農産物加工場、27. 錦府谷農産物加工場

錦広瀬農産物加工場は1984年に、錦須川農産物加工場は1994年に、錦府谷農産物加工場は1992年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築から29年～39年経過しています。

各施設とも市が管理し、運営は、錦広瀬農産物加工場は、錦清流グループが、錦須川農産物加工場は、大将陣茶屋運営グループが、錦府谷農産物加工場は、企業組合ふのたに手づくり工房が行い、各団体に有償で貸与しています。各団体とも農産物等の加工販売により一定の収入を確保していることから、令和7年度までに、補助金等適正化法との関係を整理した上で、地元団体への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含め協議します。

(12) その他商工観光施設

その他商工観光施設として、28. 道の駅「ピュアラインにしき」を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は148ページを参照）

【機能】

地域の活性化、観光振興・産業振興の拠点として、また、地域内外の交流の場として機能していることから、基本的に継続します。

【建物】

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【管理運営】

指定管理者による経営を継続し、要求水準の内容確認、モニタリング評価を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。また、経営が安定している施設については、収支の黒字部分の市民への還元、施設改修に充てる内部留保の仕組みについて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

28. 道の駅「ピュアラインにしき」

地域の特産品の販売やレストランでの地元食材を使用した料理の開発と提供、岩国市の観光情報提供などを行い、地域の活性化、観光振興・産業振興の拠点として、また、年間約 20 万人が利用し、地域内外の交流の場として機能していることから機能を継続する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。国土交通省の「道の駅」事業制度に基づき指定管理者制度を継続する。

ウ アクションプログラム

28. 道の駅「ピュアラインにしき」

国土交通省が指定する「道の駅」として 1996 年に新耐震基準で建設し、建築から 27 年経過しています。地域の活性化、観光振興・産業振興の拠点として維持することから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は指定管理者が行っており、利用料金や食品販売等の収入があることから、業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

(13) 小学校 (14) 中学校

小学校として 29. 錦清流小学校を、中学校として 30. 錦中学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165・177 ページを参照）

【機能】

義務教育である小中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

29. 錦清流小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合は、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

30. 錦中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。建築後 45 年以上経過していることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

ウ アクションプログラム

29. 錦清流小学校、30. 錦中学校

錦清流小学校の校舎は、1999 年に、体育館は 1989 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 24 年、34 年経過しています。

錦中学校の校舎のうち管理教室棟は、1973 年と 1974 年に、特別教室棟と給食・寄宿舎棟は、1975 年に、体育館は 1976 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は、2011 年に、体育館は、2010 年に耐震改修工事を実施していますが、建築からそれぞれ 50 年～47 年経過し、老朽化が顕著となっています。

いずれも「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、今後も学校施設として維持することから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、錦清流小学校（校舎・体育館）は、保全計画に基づき計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。錦中学校（校舎・体育館）は、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えについて検討します。ただし、校舎のうち給食・寄宿舎棟は、令和 7 年度までに用途を廃止し、除却時期を調整します。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障の無い範囲内で令和 7 年度までに検討します。

(15) 保健センター

保健センターとして、31. 岩国市錦保健センターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 187 ページを参照）

【総論】

広範な岩国市において、健康増進の拠点となる保健センター機能は、旧自治体単位で必要なものの、これまで保健センターで実施してきた健康診査や予防接種等は、地域の医療機関や他の公共施設で実施するなど、事業手法の変更も可能なことから、保健センターの機能や配置の在り方、保健師等の業務の在り方について抜本的に見直し、2 か所の拠点保健センター（岩国市保健センター、岩国市美川保健センター）を中心に機能の再編を行います。

その上で、健康診査や相談等の事業展開について、地域の既存施設等を活用し、保健師等を必要に応じて配置・派遣する方法（アウトリーチ法）を含め、事業の実施方法について検討します。

【建物】

施設については、老朽化の状況や利用実態を踏まえ、機能の統合を図りながら、拠点化施設については計画的な改修を行い継続使用する一方、その他の施設については、複合化・多機能化を進め、有効活用を図ります。

【管理運営】

管理運営については、当面、直営を維持しますが、複合化・多目的化に合わせ、管理運営手法や開館日・開館時間の見直しに取り組みます。

イ 個別施設計画での方向性

31. 岩国市錦保健センター

耐震基準を満たしていることから、今後も継続使用するものの、集団検診等における利用実態から、近隣施設の機能との複合化を図るなど有効活用について、施設の改修や管理運営手法の見直しを含めて検討する。

ウ アクションプログラム

31. 岩国市錦保健センター

1992年に新耐震基準で建設し、建築から31年経過しています。施設は、健康増進室、栄養指導室、検診室などで構成されています。健康づくりや介護予防のための集いの場として活用されているほか、令和4年3月からは、事務室の一部が地域包括支援センターの事務室として使用されており、諸室の稼働率は1.3%~26.9%となっています。

拠点保健センターへの機能集約と事業実施方法の見直しを行いながら、令和7年度までに、他の機能との複合化・多機能化の可能性を検証し、その結果を受けて施設の在り方、管理運営手法について検討します。

(16) 介護福祉施設

介護福祉施設として、32. 介護実習センター、33. 錦介護老人保健施設「あさぎりの郷」の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は191・192ページを参照）

【機能】【建物】

要介護者の生活を支える上で必要な機能であるものの、平成12年の介護保険制度の創設により、民間事業者が介護事業収入と利用者負担金収入を得て自立した経営が可能なることから、行政の役割を明確にした上で、補助金等適正化法との関係を整理し、民間事業者への譲渡を進めます。

施設の改修・改築については、譲渡の協議結果に基づき、支援の在り方を関係者と調整します。

イ 個別施設計画での方向性

32. 介護実習センター

耐震基準を満たしており、介護の担い手を育成するために必要なことから機能は継続するものの、現在未利用であり、隣接する介護保険事業者が介護人材を確保するために使用することが効果的であることから、補助金等適正化法との関係を整理した上で、当該事業者への譲渡について協議する。

33. 錦介護老人保健施設「あさぎりの郷」

耐震基準を満たしており、在宅の要介護者の生活を支援するための老人保健施設、通所リハビリ施設、短期入所施設などの機能については今後も必要なことから継続するものの、介護保険事業者が介護事業収入などを得て自立した経営を行っていることから、補助金等適正化法との関係を整理した上で、現在の指定管理者への譲渡について施設の改修等の在り方を含め協議する。

ウ アクションプログラム

32. 介護実習センター

「福祉施設等の民間譲渡に関する方針」に基づき、令和5年4月に市内社会福祉法人に譲渡済です。

33. 錦介護老人保健施設「あさぎりの郷」

介護保険制度に基づく介護老人保健施設で、2000年に新耐震基準で建設し、建築から23年経過しています。指定管理者が介護事業収入などにより運営していることから、令和7年度までに、補助金等適正化法との関係を整理した上で、現在の指定管理者への無償譲渡について、施設改修の在り方等を含め協議します。

(17) 高齢者生きがい活動施設

高齢者生きがい活動施設として、34. 須万地高齢者等活動促進施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 199 ページを参照）

【機能】【施設】

高齢者の生きがい活動等に使用されている施設については基本的に継続します。ただし、利用実態が地域の集会所としても活用されるなど地域に密着している施設については、耐震基準を満たし、当分の間、使用が可能なことから、地元への譲渡について協議します。

地元譲受けの意向がない場合は、必要な修繕を行い継続使用し、改修が必要となった段階で廃止について協議します。

施設の譲渡に当たっての施設の改修に対する支援の仕組みを検討します。

イ 個別施設計画での方向性

34. 須万地高齢者等活動促進施設

耐震基準を満たしており、利用実態が地域の集会所として使用され、地域コミュニティ活動の場となっていることから、集会所へ用途変更を行い、地元自治会と譲渡について施設の改修等の在り方を含め協議する。地元譲受けの意向がない場合は、必要な修繕等を行い継続利用し、改修が必要となった段階で廃止（除却）について協議する。

ウ アクションプログラム

34. 須万地高齢者等活動促進施設

2003 年に新耐震基準で建設し、建築から 20 年経過しています。地元自治会が指定管理者となり、費用負担を含めて管理運営していること、利用実態が地域の集会所として使用されていることから、地域コミュニティ活動の場に位置づけ、令和 7 年度までに、用途変更の手続を行った上で、地元自治会への無償譲渡について、施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

(18) 高齢者保健福祉施設

高齢者保健福祉施設として、35. 錦生活支援ハウスやまなみ荘、36. 錦高齢者の家の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 202・203 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

国からの通知に基づき中山間地域に居住する高齢等の不安を解消するために居住機能等を提供する生活支援ハウスについては、引き続き地方自治体の役割とされていることから機能は継続し、利用者の決定や費用負担は市が行い、施設の設置・管理運営については民間事業者でも可能なことから、施設の譲渡を含め、管理運営の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

35. 錦生活支援ハウスやまなみ荘

中山間地域に住まう高齢者の生活の場として必要なことから機能は継続する。建物はいずれも耐震基準を満たしている。国の通知に基づき、入所者の決定と費用負担を含む運営は行政の役割になっているものの、施設の設置と管理運営（業務委託）については民間事業者でも可能なことから、厚生省通知との関係性を整理した上で、施設の改修等の在り方を含め譲渡について協議する。

36. 錦高齢者の家

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいる。利用実態に鑑み、廃止する。

ウ アクションプログラム

35. 錦生活支援ハウスやまなみ荘

2003年に新耐震基準で建設し、建築から20年経過しています。高齢者の居住の不安を解消する生活支援ハウスは中山間地域では必要なことから今後も継続しますが、市と民間事業者の役割を明確にした上で、現在の指定管理者への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修の在り方等を含め協議します。

36. 錦高齢者の家

1984年に新耐震基準で建設し、建築から39年経過し、老朽化が進んでいます。平成24年4月から施設の運営を休止していましたが、令和5年1月から訪問看護ステーションの事業所として使用していることから、当面修繕等を行いながら、継続使用します。

(19) 児童館

児童館として、37.にしき児童館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は221ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

児童館は、18歳未満の児童を対象とする児童厚生施設となっているものの、本市の児童館は、乳幼児又は小学生以下の児童を対象とし、児童（小学生）への健全な遊びの場の提供や地域子育て支援センター機能を担っています。

子育て支援センターや放課後児童教室、放課後子ども教室など類似の事業も展開していることから、中学生以上の児童が活動・交流する機能（居場所づくり）の必要性や、子育て支援、児童虐待防止の機能の在り方について、児童館の必要性を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

37. にしき児童館

玖北地域の子育て支援の重要な役割を担っていることから継続する。建物は、耐震基準を満たしており、錦放課後児童教室との複合施設であることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。当面直営（委託）で運営するものの、民間活力を活用した管理運営手法について検討する。

ウ アクシヨンプログラム

37. にしき児童館

錦放課後児童教室との複合施設で、錦町立広瀬幼稚園として1989年に新耐震基準で建設し、平成18年に転用され、建築から34年経過しています。保育室1室（全3室）と遊戯室を、児童館及び放課後児童教室として使用しています。地域子育て支援センターとしての機能は令和元年度で終了していますが、引き続き、児童館としての機能を継続することから、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

(20) 放課後児童教室

放課後児童教室として、38. 錦放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等へ

の併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

38. 錦放課後児童教室

にしき児童館と併設し、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

38. 錦放課後児童教室

にしき児童館との複合施設で、錦町立広瀬幼稚園として 1989 年に新耐震基準で建設し、建築から 34 年経過しています。保育室 1 室（全 3 室）と遊戯室を、児童館及び放課後児童教室として使用しています。子育て支援の一環として機能は継続し、施設は、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

(21) 病院

病院として、39. 錦中央病院を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 234 ページを参照）

【機能】【建物】

地域住民の健康保持に必要な医療体制を堅持するため、今後も継続します。

地域の人口減少や高齢化が続く中、地域の医療ニーズを把握し、サービス低下につながることのないよう、地域の実情を踏まえた病床数や医療機能等を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

39. 錦中央病院

耐震基準を満たしており、今後も継続使用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

39. 錦中央病院

1984 年に新耐震基準で建設し、建築から 39 年経過し、老朽化が進んでいます。地域医療を確保するため継続使用することから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

(22) その他医療施設

その他医療施設として、40. 錦中央病院医師住宅を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 239・240 ページを参照）

【機能】【建物】

医師住宅については、救急医療に対応するとともに、医師確保の観点から継続します。なお、老朽化が顕著な施設であることから、民間住宅の借上げでの対応も含め、病院に隣接した医師住宅の整備を継続します。

【管理運営】

入居者の決定は市が行うものの、将来的には、施設の維持管理業務について、民間の活力を活用した管理方法を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

40. 錦中央病院医師住宅

医師確保の観点から継続する。旧耐震基準の建物は、老朽化が顕著になっているため、大規模改修を行うか、建て替えるか、民間のストックを活用して確保するか検討する。それ以外の建物については、今後も継続使用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

40. 錦中央病院医師住宅

5 棟のうち 1 棟は、1974 年に旧耐震基準で建設し、建築から 49 年経過し、老朽化が顕著となっています。4 棟は、1988 年以降に新耐震基準で建設し、建築から 23 年～34 年経過しています。医師確保の観点から、旧耐震基準の 1 棟については令和 6 年度までに耐震改修を含む大規模改修を行うか、適正な規模での建て替え等について検討します。新耐震基準の 4 棟については、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

(23) 総合支所等

総合支所等として、41. 錦総合支所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 245 ページを参照）

【機能】

地域の行政サービスを提供し、住民の利便性の確保と、サービス向上の観点から、また、地域防災の中核機能を担う観点から、さらには、地域協働活動の支援の場としての役割を担っていることから今後も機能を継続します。

【建物】

老朽化が顕著な由宇総合支所庁舎と美和総合支所庁舎については、他の施設との複合化を含め適切な規模での建て替えについて検討します。他の施設については耐震基準を満たし、建設後 45 年未満であることから計画的な改修を行い長寿命化を図ります。

【管理運営】

総合支所等における行政事務執行機能については、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討結果に基づき、総合支所等の窓口業務の在り方について検討します。

また、施設や設備の維持管理・保守点検業務などの包括的民間委託の活用を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

41. 錦総合支所

耐震基準を満たしており、継続使用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

41. 錦総合支所

2013 年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から 10 年経過しています。地域の行政サービスの拠点として、また、地域防災の中核機能を担うことから、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、総合支所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(24) 出張所等

出張所等として、42. 深須出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、施設全体の機能の見直しを図ります。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

42. 深須出張所

地域づくり拠点施設として位置づけ継続するものの、現在の地点で拠点として長寿命化を行うことが適当か検討する。

ウ アクションプログラム

42. 深須出張所

錦高齢者コミュニティセンターとの複合施設で、1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過しています。併設の錦高齢者コミュニティセンターを地域づくり拠点施設に位置づけていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

(25) 水防倉庫

水防倉庫として、43. 消防団錦方面隊水防倉庫、44. 消防団錦方面隊第3分団水防倉庫の2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263ページを参照）

【機能】【建物】

水防倉庫については、水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

43. 消防団錦方面隊水防倉庫、44. 消防団錦方面隊第3分団水防倉庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

43. 消防団錦方面隊水防倉庫、44. 消防団錦方面隊第3分団水防倉庫

消防団錦方面隊水防倉庫は、1991年に、消防団錦方面隊第3分団水防倉庫は、2001年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ32年、22年経過しています。水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として必要な修繕等を行い継続使用します。

(26) 消防団車庫等

消防団車庫等として、45. 消防団錦方面隊1－1消防器庫、46. 消防団錦方面隊1－4消防器庫、47. 消防団錦方面隊1－5消防器庫、48. 消防団錦方面隊1－6消防器庫、49. 消防団錦方面隊2－1消防器庫兼詰所、50. 消防団錦方面隊2－2消防器庫、51. 消防団錦方面隊2－2消防詰所、52. 消防団錦方面隊2－3消防器庫、53. 消防団錦方面隊2－3消防詰所、54. 消防団錦方面隊3－1消防器庫、55. 消

防団錦方面隊 3－1 消防器庫（大小丸）、56. 消防団錦方面隊 3－2 消防器庫、57. 消防団錦方面隊消防本部器庫兼詰所の 13 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

45. 消防団錦方面隊 1－1 消防器庫、46. 消防団錦方面隊 1－4 消防器庫、
47. 消防団錦方面隊 1－5 消防器庫、48. 消防団錦方面隊 1－6 消防器庫、
49. 消防団錦方面隊 2－1 消防器庫兼詰所、50. 消防団錦方面隊 2－2 消防器庫、
51. 消防団錦方面隊 2－2 消防詰所、52. 消防団錦方面隊 2－3 消防器庫、
53. 消防団錦方面隊 2－3 消防詰所、54. 消防団錦方面隊 3－1 消防器庫、
55. 消防団錦方面隊 3－1 消防器庫（大小丸）、56. 消防団錦方面隊 3－2 消防器庫、
57. 消防団錦方面隊消防本部器庫兼詰所

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

45. 消防団錦方面隊 1－1 消防器庫、46. 消防団錦方面隊 1－4 消防器庫、
47. 消防団錦方面隊 1－5 消防器庫、48. 消防団錦方面隊 1－6 消防器庫、
49. 消防団錦方面隊 2－1 消防器庫兼詰所、50. 消防団錦方面隊 2－2 消防器庫、
51. 消防団錦方面隊 2－2 消防詰所、52. 消防団錦方面隊 2－3 消防器庫、
53. 消防団錦方面隊 2－3 消防詰所、54. 消防団錦方面隊 3－1 消防器庫、
55. 消防団錦方面隊 3－1 消防器庫（大小丸）、56. 消防団錦方面隊 3－2 消防器庫、
57. 消防団錦方面隊消防本部器庫兼詰所

消防団錦方面隊 1－1 消防器庫、消防団錦方面隊 2－2 消防詰所、消防団錦方面隊 2－3 消防器庫、消防団錦方面隊 3－1 消防器庫は、旧耐震基準で、それ以外は、新耐震基準で建設し、建築から 16 年～52 年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和 7 年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和 8 年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(27) 防災行政無線関係施設

防災行政無線関係施設として、58. 錦無線基地局移動通信用鉄塔施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 264 ページを参照）

【機能】【建物】

防災行政無線関係施設については、管内防災関係機関、応急対策実施機関等との情報連絡等を行う施設として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

58. 錦無線基地局移動通信用鉄塔施設

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

58. 錦無線基地局移動通信用鉄塔施設

2010年に新耐震基準で建設し、建築から13年経過しています。各種情報連絡等を行う施設として必要な修繕等を行い継続使用します。

(28) その他行政系施設

その他行政系施設として、59. 旧錦総合支所、60. 岩国市営錦バス事務所、61. 出市林業機械倉庫、62. 除雪機械車庫、63. 市営バス関連施設、64. きらら博リユース施設の6施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は276・277ページを参照）

【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

59. 旧錦総合支所

別館会議室については耐震基準を満たしているものの、議会棟については旧耐震基準の施設であり、老朽化が進んでいる。当面機能を継続するものの、市の公文書保有量を把握するとともに、書庫として使用している施設の全体像を示し、文書管理の集約化と管理方法の一元化を含め施設の在り方について検討する。

60. 岩国市営錦バス事務所

生活交通バス関連施設として必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い、継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

61. 出市林業機械倉庫、62. 除雪機械車庫

道路等の維持管理に必要な機械及び資機材の倉庫であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

63. 市営バス関連施設

生活交通バスの運行に必要であるため、必要な修繕等を行い継続利用する。耐震基準を満たしていない施設があることから、車庫全体の在り方について検討する。

64. きらら博リユース施設

耐震基準を満たしており、マイクロバス等の車庫として利用されていることから、用途変更し、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

59. 旧錦総合支所

議会棟と別館会議室で構成しています。このうち議会棟は1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過し、老朽化が顕著となっています。現在、書庫として使用しており、令和7年度までに文書管理の集約化と管理方法の一元化を進めた上で、除却時期を調整します。

別館会議室は、1985 年に新耐震基準で建設し、建築から 38 年経過しています。現在、倉庫及び職員の詰所として使用していることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

60. 岩国市営錦バス事務所

1999 年に取得した建築年次不明の事務所兼車両倉庫と 1999 年に新耐震基準で建設し、建築から 24 年経過の車両倉庫です。生活交通バスの車庫及び職員の詰所として使用することから、必要な修繕等を行い継続使用します。なお、令和 7 年度までに車庫全体の在り方について検討します。

61. 出市林業機械倉庫、62. 除雪機械車庫

出市林業機械倉庫は 1999 年に、除雪機械車庫は 1994 年に、いずれも新耐震基準で建設し、それぞれ建築から 24 年、29 年経過しています。道路の維持に必要な資機材を保管しており、必要な修繕等を行い継続使用します。

63. 市営バス関連施設

1996 年以降に新耐震基準で建設し、建築から 19 年～27 年経過している待合所・休憩所・トイレ等の 16 施設と、建築年次不明の 14 の待合所で構成しています。令和 7 年度までに利用実態を精査し、生活交通バスの運行に必要な施設については、必要な修繕等を行い継続使用する一方、使用しない施設は除却時期を調整します。なお、令和 7 年度までに車庫全体の在り方について検討します。

64. きらら博リユース施設

きらら博に使用した施設を錦農林環境改善センターの敷地に 2001 年に移設し、22 年経過しています。倉庫及びマイクロバスの車庫として使用することから当面必要な修繕等を行い継続します。

(29) 公営住宅

公営住宅として、65. 錦河本団地、66. 錦久保団地、67. 錦桜木団地、68. 錦須万地団地、69. 錦尾川団地、70. 錦友末団地の 6 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 295・296 ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和 4 年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

67. 錦桜木団地

旧耐震基準の建物であり老朽化が進んでいるものの、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

66. 錦久保団地、68. 錦須万地団地、69. 錦尾川団地、70. 錦友末団地

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

65. 錦河本団地

耐震基準を満たしているものの、老朽化が顕著となっており、入居者が管理戸数を下回っている。

当面は、必要な修繕等を行い機能を維持するものの、住生活基本計画及び次期長寿命化計画改定の中で、将来的に他の用途への転用や廃止を含めて今後の在り方について検討する。

ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による錦地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は61戸で、将来（令和32年）の必要戸数を24戸としています。必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

66. 錦久保団地、69. 錦尾川団地、70. 錦友末団地

錦久保団地（木造）は、2004年の建設で、建築から19年経過し、管理戸数18戸のうち11戸に入居しています。

錦尾川団地（木造）は、2001年の建設で、建築から22年経過し、管理戸数8戸のうち4戸に入居しています。

錦友末団地は、1982年の建設で、建築から41年経過し、管理戸数10戸のうち9戸に入居しています。

いずれも新耐震基準で建設していることから、必要な管理戸数を確保するため、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

65. 錦河本団地

1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過し、管理戸数5戸のうち1戸に入居しています。

簡易な診断等の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

67. 錦桜木団地

1980年に旧耐震基準で建設し、建築から43年経過しており、管理戸数10戸のうち8戸に入居しています。

簡易な診断等の結果、条件を満たしていますが、将来的な建て替えを見据え、当面必要な修繕を行い継続使用します。

68. 錦須万地団地

1989年に新耐震基準で建設し（木造）、建築から34年経過しており、管理戸数10戸のうち4戸に入居しています。

必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(30) 特定公共賃貸住宅

特定公共賃貸住宅として、71. 錦久保団地（特公賃）、72. 錦中の瀬団地、73. 錦尾川団地（特公賃）の3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 306 ページを参照）

【機能】

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者世帯又は若年単身者に対して優良な賃貸住宅を供給するため、特定公共賃貸住宅の機能を継続します。

【建物】

すべて耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

なお、中堅所得者世帯等を対象としていることに鑑み、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として必要な特定公共賃貸住宅の管理戸数を示し、行政と民間の役割を明確にしたうえで、今後も必要な戸数については、民間ストックを活用した住宅の在り方について検討します。

なお、令和 4 年度に策定した「岩国市住生活基本計画」に基づき改定する次期「岩国市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

公営住宅と同様に取り組みます。

イ 個別施設計画での方向性

71. 錦久保団地（特公賃）、72. 錦中の瀬団地、73. 錦尾川団地（特公賃）

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

長寿命化計画による錦地域の令和 4 年現在の特定賃貸公営住宅の管理戸数は 23 戸で、将来（令和 32 年）の必要戸数を 13 戸としています。

必要戸数を確保するため、アクションプログラムでは以下のように取り組みます。

71. 錦久保団地（特公賃）、73. 錦尾川団地（特公賃）

錦久保団地（特公賃）は、2005 年の建設で、建築から 18 年経過し、管理戸数 6 戸のうち 5 戸に入居しています。

錦尾川団地（特公賃）は、2002 年の建設で、建築から 21 年経過し、管理戸数 8 戸で全戸に入居しています。

いずれも新耐震基準で建設しており、必要な管理戸数を確保するため、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

72. 錦中の瀬団地

1994 年に新耐震基準で建設し、建築から 29 年経過し、管理戸数 9 戸で 6 戸に入居しています。災害リスクの高い地域にあることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに、全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(31) 単独定住住宅及び若者定住対策住宅

単独定住住宅及び若者定住対策住宅として、74. 錦下向住宅、75. 錦河本住宅、76. 錦桜木住宅、77. 錦深須住宅、78. 錦桜木若者定住住宅、79. 錦須万地若者定住住宅の 6 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 311 ページを参照）

【機能】

移住・定住等を促進するための「単独定住住宅」及び「若者定住対策住宅」については基本的に機能を継続します。

【建物】

耐震基準を満たし、建築から 30 年未満の建物については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。なお、戸建て住宅で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議します。

旧耐震基準で耐震基準を満たしておらず、建築から 45 年を超えて老朽化が顕著な建物については、現在の入居者に配慮しつつ廃止について協議します。戸建て住宅で、建物の状況を十分説明し、理解した上で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議します。

今後の定住住宅の在り方については、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として政策的に必要な定住住宅の在り方について検討します。

令和 4 年度に策定した「岩国市住生活基本計画」に基づき改定する次期「岩国市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

イ 個別施設計画での方向性

74. 錦下向住宅、77. 錦深須住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。なお、戸建て住宅について、入居者に譲受けの意向がある場合は、譲渡について協議する。

75. 錦河本住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図るか、入居していないことから譲渡について検討する。譲渡の見込みがない場合は廃止する。

76. 錦桜木住宅

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいる。入居者がいないことから廃止する。

78. 錦桜木若者定住住宅

旧耐震基準の建物で老朽化が顕著なことから、現在の入居者と移転について協議しつつ、廃止の方向で調整する。戸建て住宅で、施設の状況を十分説明し、理解を得た上で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議する。

79. 錦須万地若者定住住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。戸建て住宅で、入居者に譲受けの意向がある場合は譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

長寿命化計画による錦地域の令和 4 年現在の単独定住・若者定住住宅の管理戸数は 21 戸で、将来（令和 32 年）の必要戸数を 8 戸としています。

必要戸数を確保するため、アクションプログラムでは以下のように取り組みます。

74. 錦下向住宅

1992 年に新耐震基準で建設し、建築から 31 年経過しています。管理戸数 1 戸（戸建て住宅）で、現在入居していることから、必要な修繕を行い継続使用します。なお、令和 7 年度までに現在の入居者と譲渡について協議を行います。

75. 錦河本住宅

1992 年に新耐震基準で建設し、建築から 31 年経過した管理戸数 1 戸（戸建て住宅）ですが、現在入居者はいません。

令和 7 年度までに、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を行い、有効活用を検討します。

76. 錦桜木住宅

1976 年に旧耐震基準で建設し、建築から 47 年経過しています。管理戸数 1 戸（戸建て住宅）で、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、現在、入居者がおらず、老朽化が顕著となっていることから、令和 7 年度までに用途廃止し、除却時期を調整します。

77. 錦深須住宅

1989年に新耐震基準で建設（木造）し、建築から34年経過し、管理戸数4戸で全戸に入居しています。

必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

78. 錦桜木若者定住住宅

1974年に旧耐震基準で建設し、建築から49年経過し、管理戸数2戸のうち1戸に入居しています。

簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集を停止し、現在の入居者が退去した段階で用途廃止します。

79. 錦須万地若者定住住宅

1992年に新耐震基準で建設し、建築から31年経過し、管理戸数4戸のうち2戸に入居しています。おおむね30年後も耐用年限が未経過なことから、必要な管理戸数を確保するため、長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

(32) 教職員住宅

教職員住宅として、80. 清流小学校教職員住宅を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は317ページを参照）

【機能】【建物】

離島や中山間地域を抱える本市の特性から、市立小中学校に勤務する教職員とその家族に住居を提供する機能は今後にも必要なものの、道路・交通事情の改善、民間賃貸住宅の整備水準の向上などから教職員住宅に対するニーズが減少し、入居していない施設もあることや市内に民間の賃貸住宅の空き家が多数あることから、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んで使用が困難な施設については、現在の入居者に配慮した上で廃止します。

なお、今後、新たに教職員住宅が必要となった場合の対策について、民間ストックの活用を含め別途検討します。

【管理運営】

建設年次の新しい施設で小規模な修繕によって使用可能な住宅については、子育て世代向けの住宅や定住対策向けの住宅などの使用を検討するほか、民間への売却を含め、活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

80. 清流小学校教職員住宅

耐震基準を満たしており、一部老朽化が進んでいるものの、一定のニーズが見込めることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクシオンプログラム

80. 清流小学校教職員住宅

1993年に新耐震基準で建設し、建築から30年経過しています。中山間地域にあり、管理戸数4戸のうち3戸に入居し一定のニーズがあることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(33) ごみ処理場・クリーンセンター

ごみ処理場・クリーンセンターとして、81. 岩国市にしきクリーンセンターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は321ページを参照）

【機能】【建物】

一般廃棄物の処理は市の責務であり、ごみ処理を適正に進め、生活環境の保持・向上と公衆衛生を確保する観点から今後も継続します。

新耐震基準の建物については、計画的な改修を行い継続使用し、旧耐震基準の施設は、環境基準に照らし、当分の間、適切な状態を維持します。

イ 個別施設計画での方向性

81. 岩国市にしきクリーンセンター

耐震基準を満たしているものの、機能は岩国市みすみクリーンセンター及び岩国市本郷ごみ処理場に移転し、現在使用していないことから廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

81. 岩国市にしきクリーンセンター

し尿及び浄化槽汚泥処理施設として 1994 年に新耐震基準で建設し、建築から 29 年経過しています。平成 30 年 4 月から岩国市みすみクリーンセンターで集約処理を開始し、一時的に収集したし尿等を他施設に搬出するまでの中継施設として運用していましたが、令和元年度に本郷ごみ処理場内に一時貯留施設を整備したことから、令和 2 年 5 月に廃止し、現在は使用していません。

今後も使用しないことから、除却時期を調整します。

(34) 公衆便所

公衆便所として、113. 権現山便所、114. 木谷峡公衆便所、115. 府谷農村公園公衆便所、116. 広東公衆便所、117. 広瀬分校横公衆便所の 5 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 356 ページを参照）

【機能】

駅利用者や公園利用者、観光者等への利便性の向上、公衆衛生の確保の観点から基本的に継続します。

【建物】

今後も継続する施設については、必要な修繕を行って、機能を維持し、改修が必要となった段階で、利用状況を精査し、今後の在り方を検討します。

【管理運営】

現行どおりとします。

イ 個別施設計画での方向性

113. 権現山便所

旧耐震基準の施設であり、隣接する権現山広場のキャンプ場の利用者が減少したことにより、廃止する。

114. 木谷峡公衆便所、115. 府谷農村公園公衆便所、116. 広東公衆便所

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

117. 広瀬分校横公衆便所

耐震基準を満たしており、当面継続するものの、近隣に公衆便所が存在することから、利用状況等を精査し、修繕が生じた段階で廃止する。

ウ アクションプログラム

113. 権現山便所

権現山便所は、1981 年に旧耐震基準で建設し、建築から 42 年経過しています。権現山広場のキャンプ場の利用状況を精査し、令和 7 年度までに廃止について協議します。

114. 木谷峡公衆便所、115. 府谷農村公園公衆便所、116. 広東公衆便所、117. 広瀬分校横公衆便所

いずれも新耐震基準で、1982 年～1998 年に建設し、建設から 25 年～41 年の施設です。観光者や公園利用者、地域イベント等の参加者の利便性と公衆衛生確保の観点から、必要な修繕を行い継続使用します。

(35) 簡易郵便局

簡易郵便局として、118. 広東簡易郵便局を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 363 ページを参照）

【機能】【建物】

地域住民の郵便利用の利便性の確保の観点から継続するものの、受託事業者がいなくなった時点で廃止について検討します。

【管理運営】

現行どおりとします。

イ 個別施設計画での方向性

118. 広東簡易郵便局

事業者がないことから、機能は廃止する。錦林業センターに併設されていることから、錦林業センターの施設の検討結果に基づき対応する。

ウ アクシヨンプログラム

118. 広東簡易郵便局

錦林業センターとの複合施設で、1980 年に新耐震基準で建設し、建築から 43 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進み、簡易郵便局は平成 30 年から閉鎖していますが、錦林業センターにあわせて、令和 7 年度までに施設の在り方について検討します。

(36) 倉庫

倉庫として、119. 下向ビン缶置場を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 368 ページを参照）

【機能】【建物】

倉庫全体の設置状況及び利用状況を精査し、格納している物品の必要性の検証や整理整頓を行い、存廃を含めて今後の在り方を検討します。

「廃止」とする施設であっても、施設の状況を十分説明し理解を得た上で、地域が譲受けの意向がある場合は、無償譲渡します。地域に譲受けの意向がない施設については廃止します。

また、既に地元自治会が使用している施設については、譲渡について協議します。

【管理運営】

現行どおりとします。

イ 個別施設計画での方向性

119. 下向ビン缶置場

当初の目的では使用されてなく、旧耐震基準の施設であり、軒先部分を不燃物の集積場として利用しているのみであるため、廃止（除却）について協議する。

ウ アクシヨンプログラム

119. 下向ビン缶置場

ビン・缶などの不燃物置場として 1977 年に旧耐震基準で建設し、建築から 46 年経過しています。軒先部分の利用となっていることから令和 7 年度までに廃止について協議します。

(37) 斎場

斎場として、120. 錦斎場を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 374 ページを参照）

【機能】【建物】

火葬業務については原則地方自治体の業務となっていることから、火葬場の機能は継続するものの、人口動向を踏まえ、岩国市斎場整備基本計画に基づき、岩国斎場、ゆうらく苑、玖珂斎場、錦斎場等への集約化を進めます。

斎場（葬儀場）については、民間の葬儀場が参入していること、家族葬など多様な葬儀形態の状況を含め、配置の在り方について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

120. 錦斎場

耐震基準を満たし、今後も継続使用することから、岩国市斎場整備基本計画に基づき、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

120. 錦斎場

1997 年に新耐震基準で建設し、建築から 26 年経過しています。岩国市斎場整備基本計画に基づき今後も使用することから、建物は保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。管理運営は当面現行どおりとし、今後、民間活力を活用した運営手法について検討します。

(38) 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場として、121. 錦町駅自転車置場を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 378 ページを参照）

【機能】【建物】

駅利用者や買物等での利用者の利便性を確保するとともに、交通安全を推進する観点から当面、継続するものの、駐車実態や民間駐車場の設置状況（付置義務台数を含む）を踏まえ、公共駐車場・駐輪場の今後の整備の在り方について、必要性を含めて検討します。

イ 個別施設計画での方向性

121. 錦町駅自転車置場

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著になっているものの、駅利用者の利便性を確保するため必要なことから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクションプログラム

121. 錦町駅自転車置場

1972 年に旧耐震基準で建設し、建築から 51 年経過しています。駅利用者の利便性を確保するため、必要な修繕等を行い継続使用します。

(39) 旧小・中学校等

旧小・中学校等として、122. 旧広東小学校、123. 旧深須小学校、124. 旧深川小学校屋内運動場の 3 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 384 ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

廃校となった学校施設等は、耐震基準を満たしている施設については、地域住民の自主的な活動の場や民間事業者の事業活動の場として有効利用されていることから、基本的に継続します。なお、民間事業者が使用している施設については譲渡について協議します。

その上で、更なる有効活用を図るため、地域団体や民間事業者を対象に、売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

旧耐震基準で、かつ、老朽化が顕著な施設については、安全性の確保の観点から、廃止（除却）の方向で協議します。

イ 個別施設計画での方向性

122. 旧広東小学校、123. 旧深須小学校

体育館は、耐震基準を満たしており、地域住民の自主的な活動の場として使用されていることから、必要な修繕を行い継続使用する。校舎は、旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著なものもあり、安全性が危惧されることから、地域住民の自主的な活動の場の代替策を含めて廃止について協議する。施設・設備の改修が必要となった段階で、代替策を含めて廃止について協議する。

124. 旧深川小学校屋内運動場

旧耐震基準の建物であり、老朽化が顕著となっていることから、廃止する。

ウ アクションプログラム

122. 旧広東小学校、123. 旧深須小学校

旧広東小学校の校舎は、1972年に旧耐震基準で建設し、建築から51年経過しています。体育館は、1986年に新耐震基準で建設し、建築から37年経過しています。校舎は未使用で、体育館は月に数回、地域団体のスポーツ活動などに使用されています。

旧深須小学校の校舎は、1977年に旧耐震基準で建設し、建築から46年経過しています。給食棟は1992年に、体育館は1990年に、いずれも新耐震基準で建設し、それぞれ建築から31年、33年経過しています。校舎は1室（全体8室）を地元のサロンで使用しています。給食棟は未使用で、体育館は月に数回、地域団体のスポーツ活動などに使用されています。

旧広東小学校及び旧深須小学校の校舎は、いずれも耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっています。このうち、旧広東小学校の校舎は、現在未使用なことから令和7年度までに廃止し、除却時期を調整します。旧深須小学校の校舎は、令和7年度までに現在の利用団体と廃止について協議します。

旧広東小学校の体育館と旧深須小学校の体育館と給食棟は、令和7年度までに、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却・民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用を検討します。有効活用の見込みがない場合は除却します。

124. 旧深川小学校屋内運動場

1975年に旧耐震基準で建設し、建築から48年経過し、老朽化が顕著となっています。現在未使用なことから令和7年度までに廃止し、除却時期を調整します。

(40) その他の施設

その他の施設として、125. やましろ商工会錦支所、126. なないろ工房、127. 錦無線基地局移動通信用鉄塔施設（附属施設）、128. 旧法務局、129. 旧錦ふるさとセンター附属研修所の5施設を設置しています。

ア 基本方針

なし

イ 個別施設計画での方向性

125. やましろ商工会錦支所

旧耐震基準の建物であり、地元商工会の事務所として貸し付けているものの、老朽化が顕著になっていることから廃止について協議する。施設の状況を十分説明し、理解を得た上で譲り受けの意向がある場合には譲渡する。

126. なないろ工房

旧耐震基準の施設であり現在、地元の団体が地元特産品の開発など、地域活性化のために使用しているものの、老朽化が顕著となっていることから代替策を含め廃止について協議する。施設の状況を十分説明した上で、理解を得た上で譲受けの意向がある場合には譲渡する。

127. 錦無線基地局移動通信用鉄塔施設（付属施設）

耐震基準を満たしており、移動通信施設として今後も必要なことから、必要な改修等を行って継続利用する。現在は無償貸付としているため、有償貸付についても検討する。

128. 旧法務局

建築年不明の建物で、老朽化が進んでいる。市全体の文書管理・書庫の在り方を検討し廃止する。

129. 旧錦ふるさとセンター付属研修所

耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいる。利用内容は近隣の公共施設でも対応が可能なことから、廃止する。

ウ アクションプログラム

125. やましろ商工会錦支所

1974年に旧耐震基準で建設され、建築から49年経過しています。1991年に電力会社から購入した施設で、現在は地元商工会に事務所として貸し付けていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに廃止について協議します。

126. なないろ工房

特産品開発などを目的に1970年に旧耐震基準で建設し、建築から53年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに廃止について協議します。

127. 錦無線基地局移動通信用鉄塔施設（付属施設）

1996年に新耐震基準で建設し、建築から27年経過しています。携帯電話会社等の通信事業者に無償で貸与しており、有償化または譲渡について令和7年度までに検討・協議します。

128. 旧法務局

1999年に国から取得した建設年不明の施設で、実態調査の結果、老朽化が進んでいることを確認しています。書庫及び高齢者向けのサロンとして使用していることから、令和7年度までに文書を整理するとともに、利用者と廃止について協議します。

129. 旧錦ふるさとセンター付属研修所

1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過しています。地元消費者研究会の活動場所として、また、市の倉庫として使用していますが、老朽化が進んでおり、令和7年度までに、使用団体の活動場所や物品等の移転場所を確保した上で、除却時期を調整します。

(41) 遊休資産

遊休資産として、130. 旧尾川発電所、131. 旧錦原住宅、132. 旧錦須川診療所、133. 旧錦中央病院院長住宅の4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は397ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

有効活用を図るため、公的利用を調査した上で、その予定が無い施設について、地域団体や民間事業者を対象に、地域利用や売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

130. 旧尾川発電所、131. 旧錦原住宅、132. 旧錦須川診療所、133. 旧錦中央病院院長住宅

旧耐震基準の建物であることから、廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

130. 旧尾川発電所

水力発電施設として1963年に旧耐震基準で建設し、建築から60年経過し、老朽化が顕著となっています。現在未使用なことから令和7年度までに除却時期を調整します。

131. 旧錦原住宅、132. 旧錦須川診療所、133. 旧錦中央病院院長住宅

旧錦原住宅は、1973年に旧耐震基準で建設し、建築から50年経過しています。

旧錦須川診療所と旧錦中央病院院長住宅は、1971年に旧耐震基準で建設し、建築から52年経過しています。いずれの施設も耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっており、現在未使用なことから令和7年度までに除却時期を調整します。

4. 錦地域錦清流エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設(34施設)

ア 集会系施設(26施設)

1. 河本集会所、2. 大野集会所、3. 錦地域交流館、4. 古江集会所、5. 小々丸集会所、
6. 須万地第2集会所、7. 明町集会所、8. 野谷集会所、
34. 須万地高齢者等活動促進施設、82. 越峠集会所、85. 渋谷集会所、86. 出合集会所、
87. 瀬戸集会所、92. 掛集会所、94. 市集会所、95. 光ヶ原集会所、97. 細原集会所、
99. 小山集会所、101. 上沼田集会所、104. 西谷集会所、105. 大久保集会所、106. 大小丸集会所、
107. 大谷集会所、108. 大平集会所、110. 崩ヶ谷集会所、111. 木積集会所

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1～111	譲渡の方針に基づき関係者と協議			協議結果に基づき対応						
協議先	1. 河本自治会、2. 大野地区の自治会、3. 出市自治会、4. 古江自治会、5. 小々丸自治会、6. 須万地自治会、7. 明町自治会、8. 野谷地区の自治会、34. 須万地自治会、82. 下向自治会、85. 渋谷自治会、86. 五味自治会、87. 瀬戸自治会、92. 掛自治会、94. 市自治会、95. 光ヶ原自治会、97. 細原自治会、99. 小山西自治会、101. 上沼田自治会、104. 西谷自治会、105. 大久保自治会、106. 大小丸自治会、107. 大谷自治会、108. 大平自治会、110. 崩ヶ谷自治会、111. 木積自治会									
担当部署	譲渡の協議、施設維持管理・・・1～8. 82～111. 錦総合支所地域振興課、 34. 錦総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・1～8. 82～111. 地域づくり推進課、34. 農林振興課									

イ 福祉系施設（２施設）

33. 錦介護老人保健施設「あさぎりの郷」、35. 錦生活支援ハウスやまなみ荘

【対応方針】

「福祉施設等の民間譲渡に関する方針」に基づき、補助金等適正化法との関係を整理した上で、令和７年度までに関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
33. 35	譲渡の方針に基づき、関係者と協議					協議結果に基づき対応				
協議先	社会福祉法人錦福祉会									
担当部署	譲渡の協議、施設維持管理・・・錦総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・高齢者支援課									

ウ 産業系施設（５施設）

15. トロッコ遊覧車関連施設、23. 錦総合交流ターミナル朝市広場、25. 錦広瀬農産物加工場、26. 錦須川農産物加工場、27. 錦府谷農産物加工場

【対応方針】

「産業系施設の民間譲渡に関する方針」に基づき、令和７年度までに関係者と協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
15～27	譲渡の方針に基づき、関係者と協議						協議結果に基づき対応			
協議先	15. 鉄道事業者、23. 25. 26. 27. 利用団体									
担当部署	譲渡の協議、施設維持管理・・・15. 錦総合支所地域振興課、23～27 錦総合支所農林建設課 本庁所管部署・・・15 観光振興課、23～27 農林振興課									

エ その他（１施設）

10. 沼田ふれあい神楽交流館

【対応方針】

施設改修等の支援の在り方を含め、令和７年度までに現在の指定管理者と譲渡について協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
10		譲渡の協議					協議結果に基づき対応			
協議先	指定管理者									
担当部署	譲渡の協議、施設維持管理・・・文化財課錦分室 本庁所管部署・・・文化財課									

(2) 廃止について協議する施設（33 施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設（11 施設）

30. 錦中学校（給食・寄宿舍棟）、59. 旧錦総合支所（議会棟）、（単独定住）76. 錦桜木住宅、81. 岩国市にしきクリーンセンター、96. 向畑集会所、122. 旧広東小学校（校舎）、124. 旧深川小学校屋内運動場、130. 旧尾川発電所、131. 旧錦原住宅、132. 旧錦須川診療所、133. 旧錦中央病院院長住宅

【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和7年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
30～133										
	用途廃止手続 除却計画策定の中で時期の調整			除却計画に基づく対応						
担当部署	除却の調整・・・30. 122. 教育委員会錦支所、59. 96. 130. 錦総合支所地域振興課、 81. 環境施設課、76. 124. 131. 錦総合支所農林建設課、 132. 錦中央病院（地域医療課）、133. 錦総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・30. 122. 教育政策課、59. 総務課、76. 建築住宅課、81. 環境施設課、 96. 地域づくり推進課、124. 農林振興課、130. 施設経営課、 131. 建築住宅課、132. 地域医療課、133. 高齢者支援課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（19 施設）

83. 下向集会所、88. 府谷研修集会所、89. 平成団地集会所、90. 有仏谷集会所、
 91. 下須川集会所、93. 原集会所、98. 桜木研修集会所、100. 沼田地区研修集会所、
 102. 上須川集会所、103. 西集会所、109. 尾川集会所、112. 錦原住宅集会所、113. 権現山便所、
 119. 下向ビン缶置場、123. 旧深須小学校（校舎）、125. やましろ商工会錦支所、
 126. なないろ工房、128. 旧法務局、129. 旧錦ふるさとセンター付属研修所

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議を行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
83～129										
	利用実態の精査									
										
	廃止に向けた協議			協議結果に基づく対応						
協議先	83. 下向自治会、88. 西村自治会、89. 須万地自治会、90. 有仏谷自治会、91. 下須川自治会 93. 原自治会、98. 桜自治会、100. 下沼田自治会、102. 上須川自治会、103. 西自治会、 109. 尾川自治会、112. 原住宅自治会、113. 船津自治会・錦川観光協会、119. 下向自治会、 125. やましろ商工会、126. 錦町林業振興会女性部、123. 128. 129. 利用団体									
担当部署	廃止の協議・施設維持管理・・・83～112. 113. 125～129. 錦総合支所地域振興課、 119. 錦総合支所市民福祉課、123. 教育委員会錦支所 本庁所管部署・・・83～112. 地域づくり推進課、113. 観光振興課、119. 環境事業課、 123. 教育政策課、125. 126. 129. 施設経営課、128. 総務課									

ウ 市営住宅（3 施設）

（公営住宅）65. 錦河本団地、（特公賃）72. 錦中の瀬団地、78. 錦桜木若者定住住宅

【対応方針】

錦河本住宅、錦中の瀬団地及び錦桜木若者定住住宅は、老朽化が顕著となっていることや、災害リスクの高い地域にあることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
65. 72. 78.	 新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課、錦総合支所農林建設課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（40 施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（5 施設）

9. 錦高齢者コミュニティセンター、42. 深須出張所、28. 道の駅「ピュアラインにしき」、
29. 錦清流小学校、39. 錦中央病院

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

地域づくり拠点施設に位置付ける施設については、令和7年度までに、地域力をいかした活動・管理運営手法について検討します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
9～42										
	保全計画策定			計画に基づく対応						
9.42										
	管理運営手法・体制の検討			検討に基づく対応						
協議先	9. 深須地区の自治会等									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・9. 28. 42. 錦総合支所地域振興課、29. 教育委員会錦支所、 39. 地域医療課（錦中央病院） 本庁所管部署・・・9. 42 地域づくり推進課、28. 観光振興課、29 教育政策課									

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（12 施設）

24. 錦府谷体験農園施設、37. にしき児童館、38. 錦放課後児童教室、
40. 錦中央病院医師住宅（4 棟）、41. 錦総合支所、120. 錦斎場

【対応方針】

保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
24～120	 保全計画策定			 計画に基づく対応						
24. 41	 管理運営手法・体制の検討			 検討に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・24. 錦総合支所農林建設課、37. こども家庭課、 38. 保育幼稚園課、40. 地域医療課（錦中央病院）、41. 錦総合支所地域振興課、 120. 錦総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・24. 農林振興課、37. こども家庭課、38. 保育幼稚園課、 40. 地域医療課、41. 総務課、120. 環境政策課									

(公営住宅) 66. 錦久保団地、69. 錦尾川団地、70. 錦友末団地、
71. 錦久保団地 (特公賃)、73. 錦尾川団地 (特公賃)、79. 錦須万地若者定住住宅

【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
66～79	 保全計画の策定			 計画に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・建築住宅課、錦総合支所農林建設課									

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設 (23 施設)

13. 深川屋内多目的広場 (屋内ゲートボール場等)、14. 錦上須川運動広場 (便所等)、
30. 錦中学校 (校舎・体育館)、36. 錦高齢者の家、43. 消防団錦方面隊水防倉庫、
44. 消防団錦方面隊第3分団水防倉庫、58. 錦無線基地局移動通信用鉄塔施設、
59. 旧錦総合支所 (別館会議室)、60. 岩国市営錦バス事務所、61. 出市林業機械倉庫、
62. 除雪機械車庫、63. 市営バス関連施設、64. きらら博リユース施設、80. 清流小学校教職員住宅、
114. 木谷峡公衆便所、115. 府谷農村公園公衆便所、116. 広東公衆便所、117. 広瀬分校横公衆便所、
121. 錦町駅自転車置場

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。利用実態のないトイレは、廃止について検討します。
車庫・倉庫・書庫は、令和7年度までに全庁的に在り方を検討します。

錦中学校は、将来的には適正規模での建て替えを検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
13～121	必要な修繕等を行い継続使用									
59～64	車庫・倉庫・書庫の在り方検討			検討結果に基づく対応						
担当部署	施設維持管理・・・13. 14. 文化スポーツ課錦分室、30. 80. 教育委員会錦支所、36. 錦総合支所市民福祉課、43. 44. 59. 60. 63. 64. 114～117. 121. 錦総合支所地域振興課、58. 危機管理課、61. 62. 錦総合支所農林建設課、 本庁所管部署・・・13. 14. 文化スポーツ課、30. 80. 教育政策課、36. 高齢者支援課、43. 44. 58. 危機管理課、59. 総務課、60. 63. 121. 交通政策課、61. 農林振興課、62. 道路課、64. 施設経営課、114～117. 観光振興課									

(公営住宅) 67. 錦桜木団地、68. 錦須万地団地、
(単独定住) 74. 錦下向住宅、77. 錦深須住宅

【対応方針】

錦桜木団地は、将来的な建て替えを見据え、当面必要な修繕を行い継続使用します。

錦須万地団地と錦深須住宅は、必要な修繕を行い継続使用しますが、耐用年限経過の時期を捉え、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

錦下向住宅は、必要な修繕を行い継続使用しますが、令和7年度までに現在の入居者と譲渡について協議を行います。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
67	将来的な建て替えを見据え、必要な修繕を行い継続使用									
74	入居者と譲渡の協議									
68.77	耐用年限経過の時期を捉え、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課、錦総合支所農林建設課									

(4) 建て替え等を進める（検討する）施設（1施設）

40. 錦中央病院医師住宅（1棟）

【対応方針】

医師確保の観点から、旧耐震基準の1棟については令和6年度までに建て替え等について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
40	大規模改修か建て替えの検討									
担当部署	地域医療課（錦中央病院）									

(5) 今後検討が必要な施設（29施設）

ア 施設・機能の再編・再配置の検討（4施設）

11. 錦公民館、12. 錦図書館、20. 錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」

【対応方針】

錦農村環境改善センターは、地域づくり拠点施設に位置づけていることから、令和7年度までに、施設の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
11. 12. 20.	周辺公共施設への機能移転の検討									
	錦公民館、図書館の検討結果に基づき、施設の在り方									
	管理運営手法の検討									
協議先	利用者、地元自治会									
担当部署	検討を行う部署・・・11. 12. 教育委員会錦支所、20. 錦総合支所農林建設課・教育委員会錦支所 施設維持管理・・・11. 教育委員会錦支所、12. 中央図書館、 20. 錦総合支所農林建設課・教育委員会錦支所 本庁所管部署・・・11. 中央公民館、12. 中央図書館、20. 農林振興課									

31. 岩国市錦保健センター

【対応方針】

拠点保健センターへの機能集約と事業実施方法の見直しを行いながら、令和7年度までに、他の機能との複合化・多機能化の可能性を検証し、その結果を受けて施設の在り方、管理運営手法について検討します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 31										
	他の機能との複合化・多機能化の可能性を検証			検討結果に基づく対応						
	施設の在り方、管理運営手法の検討									
担当部署	健康推進課									

イ 消防団施設（13 施設）

45. 消防団錦方面隊 1－1 消防器庫、46. 消防団錦方面隊 1－4 消防器庫、
47. 消防団錦方面隊 1－5 消防器庫、48. 消防団錦方面隊 1－6 消防器庫、
49. 消防団錦方面隊 2－1 消防器庫兼詰所、50. 消防団錦方面隊 2－2 消防器庫、
51. 消防団錦方面隊 2－2 消防詰所、52. 消防団錦方面隊 2－3 消防器庫、
53. 消防団錦方面隊 2－3 消防詰所、54. 消防団錦方面隊 3－1 消防器庫、
55. 消防団錦方面隊 3－1 消防器庫（大小丸）、56. 消防団錦方面隊 3－2 消防器庫、
57. 消防団錦方面隊消防本部器庫兼詰所

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

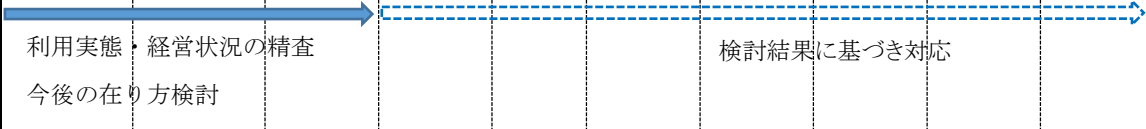
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
45～57	 消防団の体制、組織の検討 消防団施設再配置計画策定 計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施									
協議先	消防団錦方面隊									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課・錦総合支所地域振興課 施設維持管理・・・錦総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・危機管理課									

ウ 今後の在り方検討（8 施設）

16. にしきメルヘンランド（管理棟）、17. メルヘン全天候ゲートボール場
18. 錦グリーンパレス、19. 錦憩の家、21. 錦林業センター、118. 広東簡易郵便局、
22. にしき産品ステーション、127. 錦無線基地局移動通信用鉄塔施設（付属施設）

【対応方針】

利用実態、施設の状況等を精査し、令和7年度までに今後の在り方を検討します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 16～127										
協議先	16. シルバー人材センター、桜木自治会、17. 桜木自治会、18. 19. 深須地区の自治会 21. 118. 広東の自治会、22. 錦ドリーム開発、127. 通信事業者									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・16～19. 22～127. 錦総合支所地域振興課、 21. 錦総合支所農林建設課 施設本庁所管部署・・・16～19. 22 観光振興課、21. 農林振興課・118. 総務課、127 施設経営課									

エ サウンディング型市場調査等により売却等を検討する施設（４施設）

75. 錦河本住宅、84. 高木屋集会所、122. 旧広東小学校（体育館）、

123. 旧深須小学校（体育館、給食棟）

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和７年度までに、利用実態を精査し、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。（錦河本住宅を除く。）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 75～123										
協議先	122. 123. 地元自治会及び施設利用者									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・75. 建築住宅課・錦総合支所農林建設課 84. 錦総合支所地域振興課、122. 123. 教育委員会錦支所 施設本庁所管部署・・・75. 建築住宅課、84. 地域づくり推進課、122. 123. 教育政策課									

5. 再編・再配置の検証

- 錦公民館・錦図書館の機能を錦農村環境改善センター等に移転が可能か検証します。
- 岩国市錦保健センターの複合化の可能性を検証します。

(1) 錦公民館・錦図書館の機能の移転について可能性の検証

ア 検証対象施設

錦公民館・錦図書館

(7) 施設の利用状況

内容	使用の部屋	開催数	1回あたりの利用者数	錦農村環境改善センター機能へ移転する場合の使用想定の一部屋
1 階				
コールほんじょう	会議室	25	15	多目的ホール

林業会議(農林建設課)	会議室	1	25	多目的ホール
医療情報健康財団(郵政健康診断)	会議室・和室	2	25	多目的ホール
ストレッチクラブ	会議室	16	5	農事研修室
スマホ教室	会議室	11	11	農事研修室
ヤマハ大正琴	会議室	19	6	農事研修室
錦パソコンクラブ	会議室	11	5	農事研修室
三楽会	会議室	4	14	農事研修室
教育委員会錦支所	会議室	5	16	農事研修室
錦川鉄道	会議室	4	9	農事研修室
錦グラウンドゴルフ協会	会議室	1	13	農事研修室
光風流山陽吟詠錦支部	会議室	28	4	青年婦人室
水府流山葵会	会議室	20	6	青年婦人室
絵画教室	会議室	12	5	青年婦人室
補聴器相談	会議室	12	6	青年婦人室
心配ごと相談	会議室	12	2	青年婦人室
行政相談	会議室	12	2	青年婦人室
遺族会錦支部	会議室	1	5	青年婦人室
広瀬押し花教室	会議室	2	3	青年婦人室
山口大学	会議室	7	3	青年婦人室
人権相談	会議室	4	2	青年婦人室
まほろば笛の会	和室	5	3	青年婦人室
民謡クラブ	和室	4	8	農事研修室
図書館おはなし会	和室	11	6	農事研修室
広瀬地区自治会協議会	和室	2	15	農事研修室
錦コープ委員会	会議室・調理室	11	8	青年婦人室・生活実習室
2 階				
広瀬DA	講堂	93	4	多目的ホール
スポーツ吹き矢倶楽部	講堂	48	6	多目的ホール
錦ヨガ教室	講堂	11	10	多目的ホール
錦フォークダンスクラブ	講堂	24	5	多目的ホール
錦うぐいすの会	講堂	32	5	多目的ホール
錦川観光協会	講堂	2	20	多目的ホール
そらいろのおうち	講堂	1	38	多目的ホール
錦千守会	講堂	3	24	多目的ホール
第五包括支援センター	講堂	1	16	多目的ホール
社会福祉協議会錦支部	講堂	13	9	農事研修室
Pachanga(パチャंगा)	講堂	2	4	農事研修室

(イ) 諸室の利用状況

部屋の名称	部屋面積 (㎡)	利用定員 (人)	利用回数・稼働率	特記事項
1階				
会議室1	57.77	40	220 回・20.4%	
調理室	26.33	20	11 回・1%	
和室	46.64	30	24 回・2.2%	
倉庫	56.18	—	—	社会福祉協議会が使用
事務室	56.18	—	—	
会議室2	53.53	—	倉庫として使用	

2階				
講堂	159	110	230 回・21.4%	
図書館	111	—	—	
事務室	22.7	—	—	図書館の事務室

錦農村環境改善センター

(7) 施設の利用状況 (R 4)

部屋の名称	部屋面積 ・定員	利用回数 ・稼働率	錦公民館・錦図書館の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
1階				
多目的ホール	613 m ² ・500 人	251 回・27.1%	○	
青年婦人室	46 m ² ・20 人	74 回・8%	○	
生活実習室	74 m ² ・40 人	101 回・10.9%	○	
管理人室	27 m ²	—	—	
2階				
教養娯楽室(和室)	61 m ² ・40 人	16 回・1.7%	△	貸館としての活用は可能。 ただし、図書館の移転は占有スペース が確保できないため不可能。
農事研修室	74 m ² ・50 人	61 回・6.6%	△	

にしき児童館

(7) 施設の利用状況 (R 4 現在)

部屋の名称	部屋面積	利用回数 ・稼働率	錦公民館・錦図書館の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
1階				
保育室1	35 m ²	－	○	
保育室2	35 m ²	－	○	
保育室3	35 m ²	放課後児童教室・ 児童館として使用	×	放課後児童教室・児童館として使 用しているため
遊戯室	104 m ²		×	
職員室・保健室	36 m ²	NPO 法人事務所と して使用	×	NPO 法人事務所として使用してい るため
倉庫	27 m ²	－	○	

イ 錦公民館・錦図書館の機能を錦農村環境改善センター等に移転することについての検証結果

○錦公民館の機能を、錦農村環境改善センターに移転することの可能性を検証します。

- ・錦公民館は、市民の自主的なサークル活動や各種団体の会議等で使用され、会議室（約 60 m²・定員 40 人）では年間 220 回程度、講堂（約 160 m²・定員 110 人）は年間 230 回程度となっています。このほか、和室（約 50 m²・定員 30 人）が年間 24 回、調理室（約 30 m²・定員 20 人）が年間 11 回となっています。
- ・一方、錦農村環境改善センターの利用状況は、多目的ホール（約 600 m²・定員 500 人）の利用は年間約 250 回（稼働率 27%）、青年婦人室（約 50 m²・定員 20 人）の利用は年間約 70 回（稼働率 8%）、生活実習室（約 70 m²・定員 40 人）の利用は年間約 100 回（稼働率 11%）、教養娯楽室（約 60 m²・定員 40 人）の利用は年間 16 回（稼働率 2%）、農事研修室（約 75 m²・定員 50 人）の利用は年間 60 回（稼働率 7%）となっています。
- ・以上のことから、日程や時間等の調整は必要となりますが、部屋の規模、定員の面から、公民館の機能を錦農村環境改善センターに移転することは可能であり、キャパシティの面では機能移転は可能と考えられます。

○錦図書館の機能を、錦農村環境改善センター等に移転することの可能性を検証します。

- ・錦図書館の専用面積は、貸出スペース、事務室を含め、約 135 m²となっています。
- ・このスペースを、まず錦農村環境改善センターに確保できるか検証すると、面積は、2 階の教養娯楽室と農事研修室により確保が可能ですが、書架設置に伴う加重の面から施設の構造との検証が必要となります。この場合、2 階部分に活動スペースを確保できないことから、1 階部分の部

屋で、公民館と農村環境改善センターで市民等の活動を受け入れできるか詳細な検証が必要となります。

- ・次に、にしき児童館に確保できるか検証すると、現状の利用可能面積としては合計で 97 m²で、これは現在の専用面積よりも不足しています。
- ・しかし、資料の予約や市内図書館からの取り寄せの運営へのシフトなど現在の図書館機能を見直すことで、現在の利用者の利便性を損なうことなく規模の縮小が可能となった場合は、にしき児童館との複合化も可能であると言え、移転先の可能性を広く模索することができると考えられます。

○以上のことから、図書館機能の在り方について検討し、その結果を受けて、公民館、図書館機能の農村環境改善センター等への移転・複合化について、移転・複合化の可否、移転可能な場合の環境整備、管理運営手法について令和 7 年度までに検討します。

(2) 岩国市錦保健センターの複合化の可能性の検証

ア 検証対象施設

岩国市錦保健センター

(7) 施設の利用状況（R 4 現在）

部屋の名称	部屋面積	利用定員	利用回数・稼働率	特記事項
1F				
健康増進室	67.9 m ²	40 人	月 10 回	-
検診室	38.5 m ²	-	-	健康増進室で週 1 回開催のふれあいカフェの運動器具等を保管
事務室	58.4 m ²	-	-	3分の2を第五包括支援センター（錦福祉会）が使用。 3分の1を保健センター事務室として使用
2F				
栄養実習室	64 m ²	40 人	月 0.5 回	調理を伴う食推で使用
栄養指導室	38.5 m ²	15 人	月 1 回	調理を伴う食推や会議で使用
集団指導室	45.4 m ²	15 人	月 1～4 回	乳幼児学級や測定などで使用。 検診等は、保健センターでないと開催できない。

イ 岩国市錦保健センターの複合化についての検証結果

○錦保健センターへの他の機能の移転の可能性を検証します。

- ・市内保健センターのうち、最も建設年度が新しい保健センターであり、施設の保全状況も良好な状態となっています。部屋の利用状況については、健康増進室（約 70 m²・定員 40 人）は、ふれあいカフェ、サロン等で 1 か月 10 回程度使用しています。
検診室（約 40 m²）は、健康増進室で使用する運動器具の保管場所として使用しています。
事務室（約 60 m²）は、包括支援センターと保健センターの事務室として使用しています。
栄養実習室（約 60 m²・定員 40 人）は、調理実習等で 2 か月に 1 回程度使用しています。
栄養指導室（約 40 m²・定員 15 人）は、調理実習や会議等で 1 か月に 1 回程度使用しています。
集団指導室（約 45 m²・定員 15 人）は、健診時や乳幼児学級などで 1 か月に 1～4 回程度使用しています。
- ・健康増進室で実施している諸事業を他の部屋に変更するか、農村環境改善センターに移転することで、健康増進室の有効活用が可能か、利用実態を精査し、錦図書館の機能を含め、他の機能の移転の可能性、管理運営手法について令和 7 年度までに検証します。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設、福祉系施設、産業系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、以下のとおり定めます。

ア 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

イ 福祉系施設

福祉施設については、これまで民間事業者が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っています。さらに、民間の持つノウハウを活用し、自立した経営を行うとともに、時代の要請や市民のニーズに柔軟に対応し、当該施設の機能を最大限に発揮させ、市民サービスの向上を図ることができるよう、民間事業者や地元団体等へ無償譲渡することとしています。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続するとともに、サービスの維持向上に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認めた修繕を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備などは行いません。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

ウ 産業系施設

産業系施設については、これまで民間事業者等が市からの業務委託や指定管理者制度に基づき、効率的かつ効果的な管理運営を行っていますが、当該施設の機能を最大限に発揮し、地域経済の活性化や雇用創出などを通じて産業振興を図ることができるよう、民間事業者等が主体的に施設を管理し、安定的な運営を行うことが可能な施設について、民間事業者等は無償譲渡することとします。

民間事業者等への無償譲渡に当たっては、譲渡施設の耐用年数が経過するまでの間、従前の用途を継続することとし、譲渡施設の設置目的に合致した利用に努めることを前提とし、次のとおり支援措置等を定めます。

- ・原則として、施設の機能維持のために市が必要と認める修繕等を、市が譲渡前に行います。ただし、耐震診断、耐震補強、駐車場の整備等の施設機能の向上を目的とするものを除きます。
- ・譲渡施設の解体工事の費用については、市の使用年数を、建物の総使用年数で除した割合を限度に補助します。
- ・譲渡に伴う所有権移転に必要な経費を補助します。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認したうえで利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することになりますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行ったうえで、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

錦地域、錦清流エリアの公共施設（譲渡対象施設を除く。）では、道の駅「ピュアラインにしき」、「錦憩いの家」及び公営住宅等に指定管理者制度を導入しています。また、新たに、錦府谷体験農園施設を業務委託から指定管理者制度に移行することを検討するとしています。

改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価の仕組みを構築し、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

(5) 錦管内の観光施設の在り方検討

錦地域では、「道の駅ピュアラインにしき」や「とことこトレイン」、「寂地峡」、「温泉施設」などの観光資源を有していますが、これら施設は、地域内に点在しており、今後の施設の在り方を検討する上では、錦地域全体を俯瞰しながら、検討する必要があります。また、キャンプ場や温泉等については、民間の施設も含め、類似の機能を有する施設が近隣に設置されていることから、その配置の在り方については施設の統廃合を含めた検討が必要です。

現在は、関係機関や関係事業者と連携しながら、観光スポットの周遊を促す仕掛けづくりに取り組んでいるところですが、今後の施設の有効活用を検討するという点では、さらに、サウンディング型市場調査等により民間意見を広く集め、外部人材の活用による観光施設の活性化方策を検討する必要があります。

7. 施設位置図



